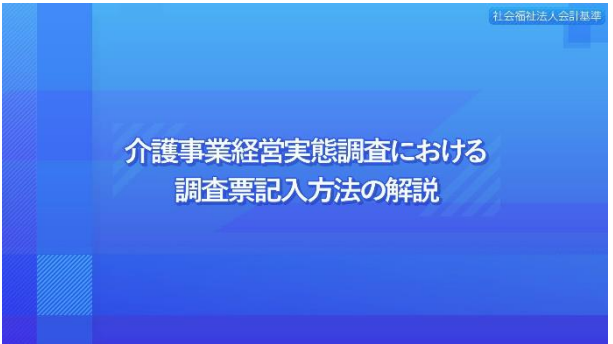
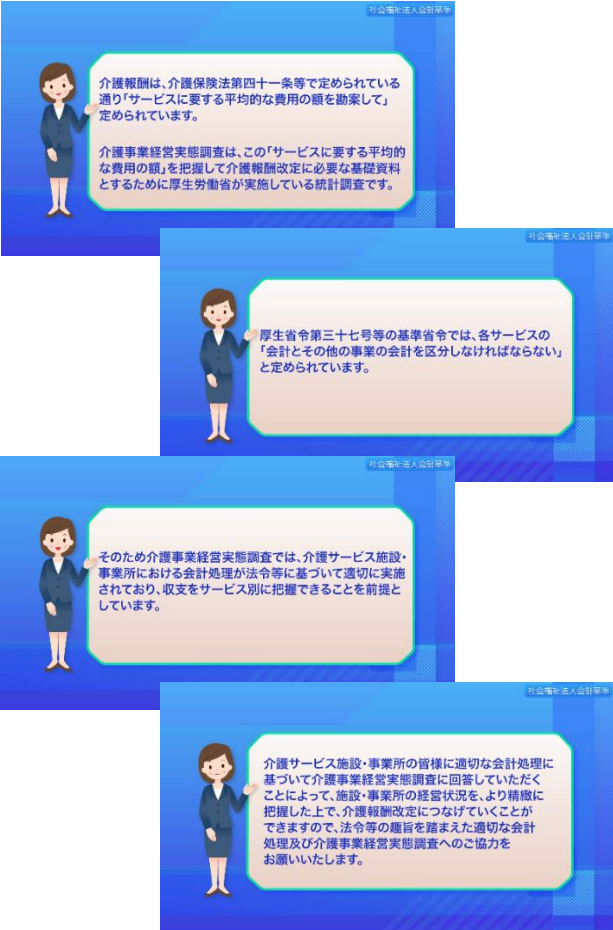
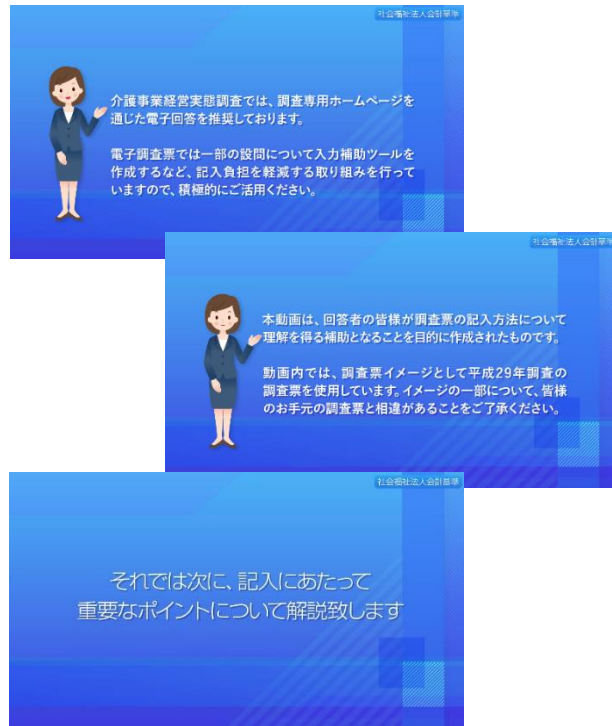


CUT	MOVIE	ACTION	NARRATION
C01		<p>オープニングタイトル表示 (アテンション音楽)</p>	
C02		<p>案内女性キャラクター登場</p> <p>NAと同期してスーパー表示 文字色が変わる</p>	<p>介護事業経営実態調査へのご協力をお願い</p> <p>介護報酬は、介護保険法第四十一条等で定められている通り「サービスに要する平均的な費用の額を勘案して」定められています。介護事業経営実態調査は、この「サービスに要する平均的な費用の額」を把握して介護報酬改定に必要な基礎資料とするために厚生労働省が実施している統計調査です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省令第三十七号等の基準省令では、各サービスの「会計とその他の事業の会計を区分しなければならない」と定められています。 そのため介護事業経営実態調査では、介護サービス施設・事業所における会計処理が法令等に基づいて適切に実施されており、収支をサービス別に把握できることを前提としています。 介護サービス施設・事業所の皆様に適切な会計処理に基づいて介護事業経営実態調査に回答していただくことによって、施設・事業所の経営状況をより精緻に把握した上で介護報酬改定につなげていくことができますので、法令等の趣旨を踏まえた適切な会計処理及び介護事業経営実態調査へのご協力をお願いいたします。

C03



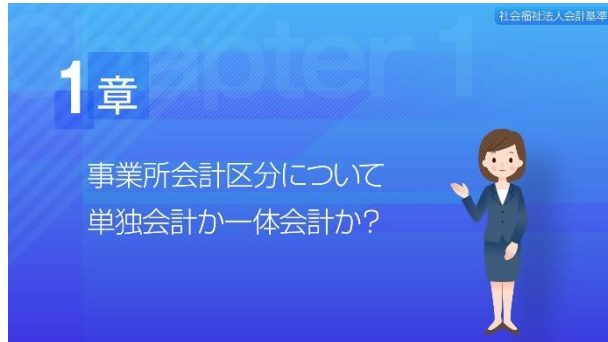
介護事業経営実態調査では、調査専用ホームページを通じた電子回答を推奨しております。電子調査票では一部の設問について入力補助ツールを作成するなど、記入負担を軽減する取り組みを行っていますので、積極的にご活用ください。

本動画は、回答者の皆様が調査票の記入方法について理解を得る補助となることを目的に作成されたものです。

動画内では、調査票イメージとして平成29年調査の調査票を使用しています。イメージの一部について、皆様のお手元の調査票と相違があることをご了承ください。

それでは次に、記入にあたって重要なポイントについて解説致します。

C04



章タイトル
事業所会計区分について
単独会計か一体会計か？

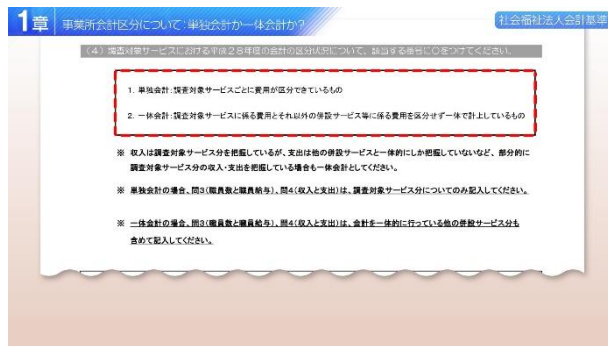
C05



場面転換（背景変更）
上部にスーパー表示
1章：事業所会計区分について
単独会計か一体会計か？
調査票の問1を全画面で見せる

ズーム

C06



問1 (4) にズーム
NAに合わせて枠をハイライト

本調査にご回答いただくにあたって、最初に重要になるのが、問1の事業所における会計の区分状況に関する設問です。

こちらでは、事業所で採用している会計の区分状況について、単独会計と一体会計のうち、該当する会計区分を選択していただきますが、この設問の回答方法について、詳しくご説明いたします。

C07

1章 事業所会計区分について「単独会計か一体会計か？」

（本）調査対象サービスにおける別区分を有する会計の区分原則について、該当する箇所についてご確認ください。

① 単独会計：調査対象サービスごとに費用が区分できているもの

② 一体会計：調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービスに係る費用を区分せず一体で計上しているもの

※ 収入は調査対象サービスを把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一体会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

※ 一体会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。

※ 単独会計：調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
 一体会計：調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

NAに合わせて「単独会計」、「一体会計」に赤丸印を表示

下にスーパー表示

単独会計：調査対象サービスごとに費用が区分できているもの

一体会計：調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

事業所において、調査対象サービスとその他の併設サービスごとに区分して事業活動の内訳を管理している場合を「単独会計」、その一方で、併設する複数サービスの損益を区分せずにまとめている場合を「一体会計」と呼びます。

C08

1章 事業所会計区分について「単独会計か一体会計か？」

例：介護老人福祉施設内で短期入所生活介護(単体型)を併設し、短期入所生活介護(併設型)と通所介護を併設している場合

1. 単独会計

2. 一体会計

※ 上記例は、事例施設において、併設サービスも単独の施設単位で会計処理を区分している場合を示しています。

調査票の単独会計、一体会計を表示、その後作成した図に乗り替わる

この会計区分の選択方法について、介護老人福祉施設の例をもとに見てみましょう。

C09

1章 事業所会計区分について「単独会計か一体会計か？」

施設

介護老人福祉施設(調査対象)

短期入所生活介護(併設型)

通所介護

NAに合わせてまず、介護老人福祉施設ハイライト

順に短期入所生活介護と通所介護がハイライト

介護老人福祉施設が調査の対象となっている施設には、そのほかにも短期入所生活介護と通所介護が併設しているとします。

C10



NAに合わせて矢印を表示

スーパー表示
「単独会計」ハイライト

図が左に小さくなりボケ、真ん中に一体会計の図が出る

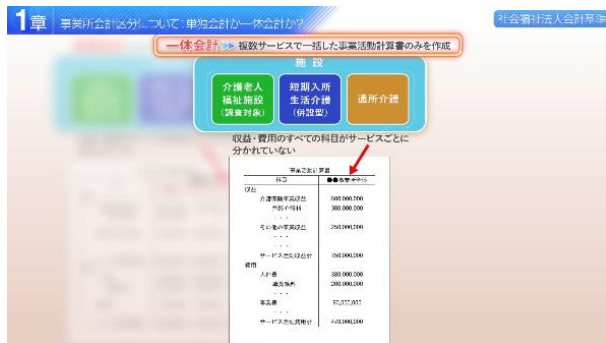
このとき、事業活動の内訳をそれぞれのサービスごとに管理しており、

C11



介護老人福祉施設だけの収益と費用を把握できる場合には、「単独会計」となります。

C12



NAに合わせて矢印を表示
「一体会計」スーパー

その一方で、それぞれのサービスを一括りにした事業活動計算書のみを作成しているため、介護老人福祉施設の収益と費用を切り分けられない場合には、「一体会計」となります。

C13

1章 事業所会計区分について 単独会計か一体会計か? 社会福祉法人会計基準

単独会計 ※ サービス別に事業活動を把握
一体会計 ※ 施設サービスで一括した事業活動計算のみを作成

施設 施設 施設

介護老人 短期入所 通所介護
 施設利用 (療養対象) 生活介護 (併設型)

収益・費用のすべての科目がサービスごとに分かれている
 収益・費用のすべての科目がサービスごとに分かれていない

※ 事業活動の内訳をサービス別に管理していたとしても、サービス間で費用が適切に按分されていない科目がある場合
「一体会計」としてお答えください

単独会計と一体会計の図が並ぶ

また、事業活動の内訳をサービスごとに管理しているとしても、サービス間で費用が適切に按分されていない科目が 1 つでもある場合には、「一体会計」としてお答えください。

C14

1章 事業所会計区分について 単独会計か一体会計か? 社会福祉法人会計基準

施設

介護老人 短期入所 通所介護
 施設利用 (療養対象) 生活介護 (併設型)

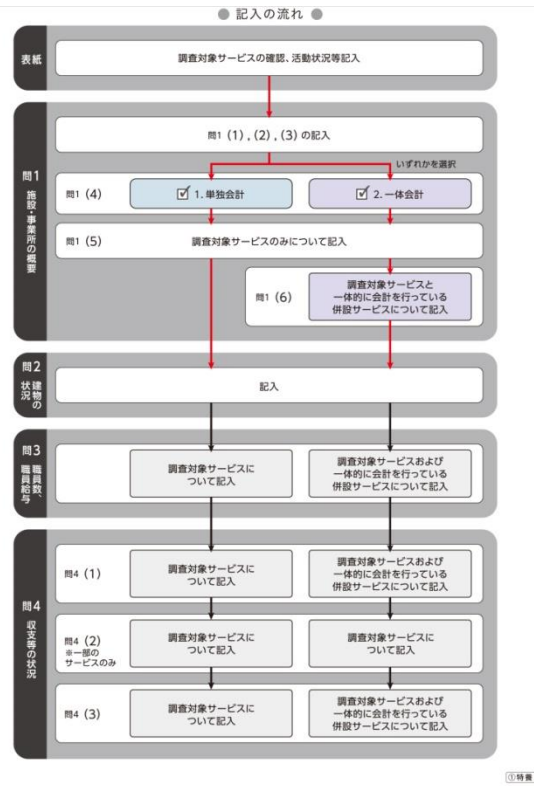
※ 事業活動の内訳をサービス別に管理していたとしても、サービス間で費用が適切に按分されていない科目がある場合
「一体会計」としてお答えください

「一体会計」となる例:
 減価償却費がサービス間で按分されず、介護老人福祉施設のものに計上されている場合

科目	施設	短期入所	通所介護
収益	298,810,276	89,580,802	1,75,078,090
経費	62,822,206	28,066,822	22,238,000
繰上	298,810,276	28,066,822	152,238,090
繰下	319,802,276	78,580,802	152,238,090
繰上	398,802,276	48,066,822	62,238,090
繰下	59,802,276	18,066,822	32,238,090
繰上	319,802,276	78,580,802	152,238,090
繰下	319,802,276	78,580,802	152,238,090

先ほどの介護老人福祉施設の例をもとにご説明します。収益がサービスごとに区分して計上されていたとしても、例えば減価償却費がサービス間で按分されず、介護老人福祉施設にまとめて計上されている場合には、「一体会計」としてお答えください。

C15



記入の流れ図を表示
 単独会計、一般会計をハイライト後、記入の流れの矢印に色がついて行き、下方にスクロール

単独会計または一体会計の、どちらを選択するかによって、この後の各問いで記入すべき内容が異なりますので、ご注意ください。

C16

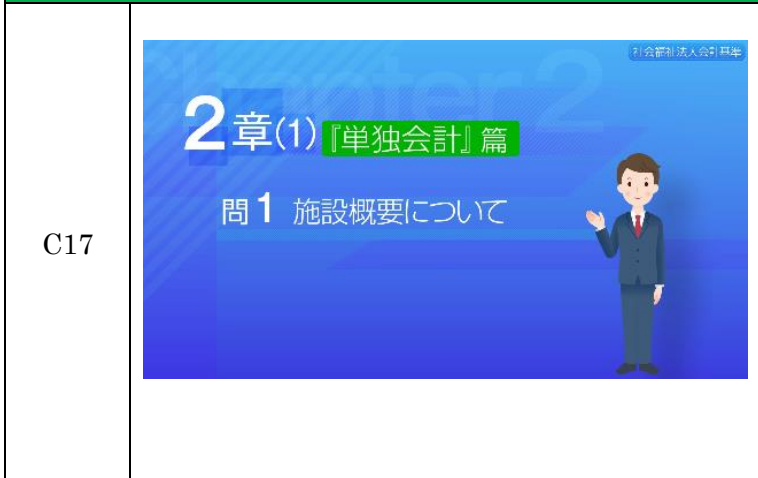
1章 事業所会計区分について「単独会計か一体会計か？」 社会福祉法人会計基準

『単独会計』の場合
 2章、3章、4章、『単独会計』篇

『一体会計』の場合
 2章、3章、4章、『一体会計』篇
 をご参照下さい

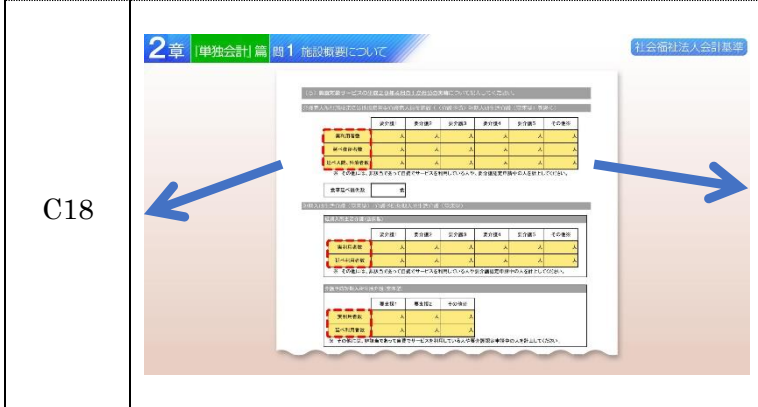
案内役キャラ
 NAに合わせて
 スーパー
 「単独会計」の場合↓
 2章、3章、4章、『単独会計』篇
 「一体会計」の場合↓
 2章、3章、4章、『一体会計』篇
 をご参照下さい

また、これからご覧頂く解説動画も会計区分が「単独会計」の場合には、2章、3章、4章の単独会計篇をご覧頂き、「一体会計」の場合は一体会計篇のご参照をお願い致します。



キャラが男性に変更
ナレーション男性
2章の右横にスーパー
単独会計篇

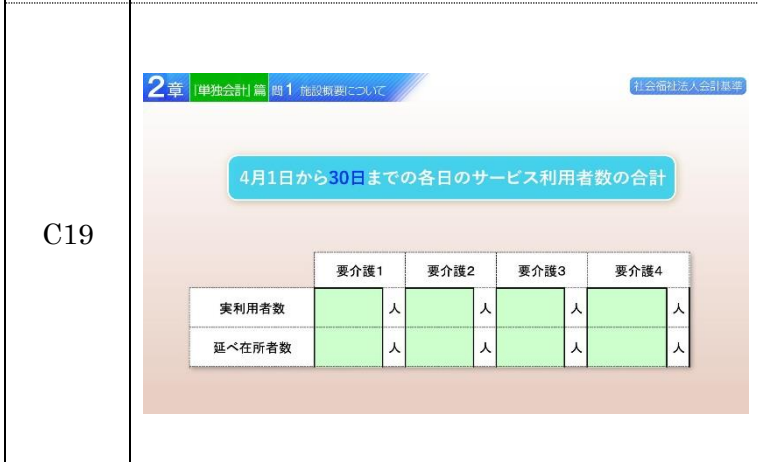
(NA 男性)
ここからは、調査票の具体的な記入方法について解説致します。
2章、単独会計篇、問1の「施設概要」についてです。



(5) の、延べ在り者数及び利用者数欄を
ハイライト

問1では、延べ在り者数や延べ利用者数など、サービスの利用規模を記入する設問には注意が必要です。

上段ズームイン



上段ズームイン
NAに合わせて
4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、スーパー表示

介護老人福祉施設の利用者数を例にご説明します。
延べ在り者数には、4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計を記入してください。

C20

2章 単独会計篇 問1 施設概要について

4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計

例：介護老人福祉施設における要介護3の延べ在所要者数の合計

5日間の外泊

実利用者数 5人

延べ在所要者数 $5人 \times 30日 - 5日 = 145人$

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
実利用者数	人	人	5人	人
延べ在所要者数	人	人	145人	人

実利用者5人の内1人が5日間の外泊

NAに合わせてイラスト、利用者数、計算方法の枠を順に表示

4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、上のままスーパー
例：介護老人福祉施設における要介護3の延べ在所要者数、スーパー表示

たとえば、介護老人福祉施設において、要介護3の利用者が5人おり、うち1人が5日の外泊を行った場合を考えます。
このとき、延べ在所要者数は $5人 \times 30日 - 5日 = 145人$ となります。
それぞれの項目の詳細な定義については、記入要領をご覧ください。

C21

2章 単独会計篇 問1 施設概要について

よくあるご質問にお答えします

2章 単独会計篇 問1 施設概要について 問2 建物状況について

Q:問1の「延べ利用者数」等には介護保険外の利用者を含めますか？

A:含めます。自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人の利用分は、「その他」欄にご記入ください。

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	その他
実利用者数	人	人	5人	人	人
延べ在所要者数	人	人	145人	人	人

上部にスーパー
Q&A
QはSEアテンション、文字色が変わる


それでは、よくあるご質問にお答えします。
Q：問1の「延べ利用者数」等には介護保険外の利用者を含めますか？
A：含めます。自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人の利用分は、「その他」欄にご記入ください。

C22

2章 | 単独会計篇 | 問1 施設概要について | 問2 建物状況について | 社会福祉法人会計基準

Q:問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？

A:4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。



Q&Aの文言に加えて、調査票、問1 (5)の画像（延べ食事提供数をハイライト）

Q：問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？

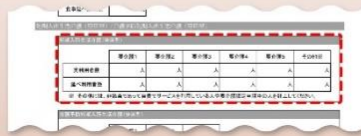
A：4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。

C23

2章 | 単独会計篇 | 問1 施設概要について | 問2 建物状況について | 社会福祉法人会計基準

Q:介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護（空床型）」の利用者数欄には、どのような数値を記入すればよいですか？

A:「短期入所生活介護（空床型）」とは、短期入所生活介護のうち、介護老人福祉施設の空きベッドを利用して行われるものを指します。こちらの項目は、介護老人福祉施設全体の利用者数を把握するために必要となるので、必ずご記入ください。

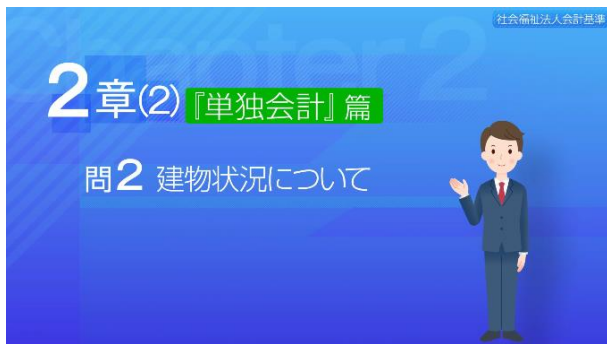


Q&Aの文言に加えて、調査票、問1 (5)の画像（短期入所生活介護（空床型）をハイライト）

Q：介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護（空床型）」の利用者数欄には、どのような数値を記入すればよいですか？

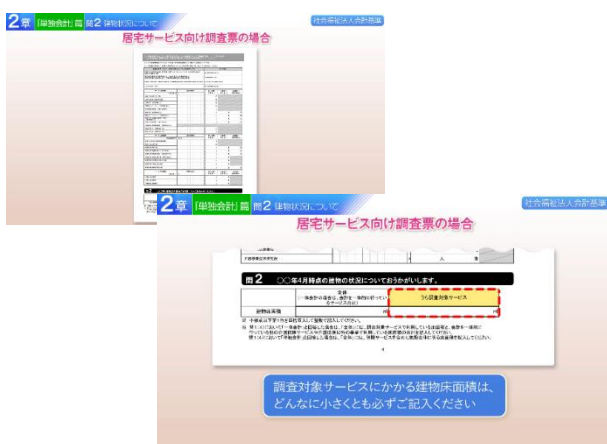
A：こちらの記入欄には、短期入所生活介護のうち、介護老人福祉施設の空きベッドを利用して行われるサービスの利用者数を記入してください。当項目は、介護老人福祉施設全体の利用者数を把握するために必要となるので、必ずご記入ください。

C24



続いて問2の「建物の状況について」です。

C25



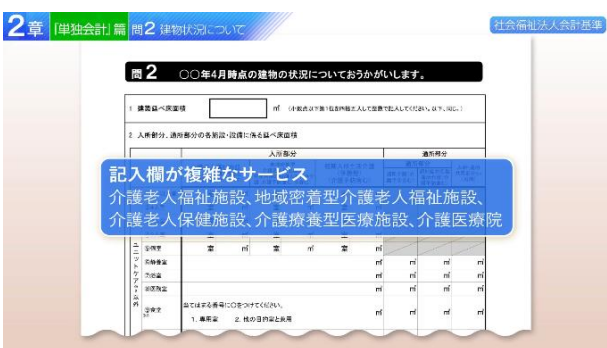
上部にスーパー
2章：問2 建物状況について

まず、居宅サービス向け調査票における記入方法についてご説明します。

問2ページを表示
調査票、問2 部分の画像
（「うち調査対象サービス」をハイライト）

調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。調査対象サービスが訪問系もしくは居宅介護支援の場合でも、調査対象サービスに従事する職員の利用する面積やサービス提供に係る事務室等の面積をご記入ください。

C26



上部にスーパー
2章：問2 建物状況について

次に、記入欄が複雑なご覧のサービス向け調査票について、記入方法をご説明いたします。

問2ページを表示
スーパー表示
記入欄が複雑なサービス
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

C27



記入方法が複雑なサービスのスーパーが消え
 上段をズーム
 例：介護老人福祉施設向け調査票の場合、スーパー表示
 記入欄を赤線で囲む

ここでは、例として介護老人福祉施設向け調査票を用いて解説します。
 利用者の居室面積は、1部屋あたりの面積ではなく、各区分の部屋の合計面積をご記入ください。

C28



部屋面積図とスーパー表示

たとえば、介護老人福祉施設に15㎡の個室Aが3室、12㎡の個室Bが2室ある場合、個室の面積は、 $15 \times 3 + 12 \times 2 = 69 \text{ m}^2$ となります。

C29



一旦、問2全体に戻り下段をズーム
 入所部分と通所部分を分けて記入
 スーパー表示

食堂や機能訓練室等については、入所系サービスによって使用されている部分と、通所系サービスによって使用されている部分に分けて延べ床面積をご記入ください。

次にその例を紹介します。

C30

2章 単独会計篇 問2 建物状況について 社会福祉法人会計基準

共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂
機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合

スーパー表示
共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂
機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)において、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合

入所系サービスと通所系サービスが食堂や機能訓練室等を共用している場合の記入方法について、例えば、機能訓練室を兼ねている食堂 100㎡に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合について考えます。

C31

2章 単独会計篇 問2 建物状況について 社会福祉法人会計基準

共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂
機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合
食堂/機能訓練室

入所と通所で共用 100㎡

NAに合わせて図が現れ囲む
入所と通所で共用100m²
スーパーハイライト

入所部分の面積と通所部分の面積が完全に重なっているため、入所部分、通所部分、共用部分はすべて 100㎡となります。

C32

2章 単独会計篇 問2 建物状況について 社会福祉法人会計基準

共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂
機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合
食堂/機能訓練室

入所と通所で共用 100㎡

	入所部分	通所部分	共用部分
入所と通所で共用 100㎡	100㎡	100㎡	100㎡

調査票	記入欄	入所部分		通所部分		共用部分	
		介護老人福祉施設 (仮称) (有償/無償)	介護老人福祉施設 (仮称) (有償/無償)	短期入居型介護 (仮称)	訪問介護 (仮称)	訪問看護 (仮称)	訪問介護 (仮称)
① 食堂	② 他目的室と兼用						
③ 機能訓練室	④ 他目的室と兼用						

調査票が下に現れる。
スーパー表示
食堂と機能訓練室が兼用の場合には、食堂欄のみ記入

食堂と機能訓練室が兼用となっている場合は両方の、「2. 他の目的室と兼用」に○を付けたうえで、

C33

2章 | 単独会計篇 | 問2 建物状況について | 社会福祉法人会計基準

共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂
 機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、
 入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合
 食堂/機能訓練室

入所と通所で共用 100㎡	入所部分 100㎡	通所部分 100㎡	共用部分 100㎡
------------------	--------------	--------------	--------------

区分	入所部分		通所部分		共用部分	入所・通所区分不明
	介護老人福祉施設 (仮称)等 (少人数型等) (各棟別)	短期入所生活介護 (併設型) (介護老人福祉施設 (仮称)等) (各棟別)	介護老人福祉施設 (仮称)等 (各棟別)	短期入所生活介護 (併設型) (介護老人福祉施設 (仮称)等) (各棟別)		
食堂	100	0	0	0	100	0
機能訓練室	0	0	0	0	0	0

矢印表示
 2. の「他の目的室と兼用」に丸がつく
 食堂欄にのみ100と面積が入る

食堂欄についてのみの面積を記入します。

C34

2章 | 単独会計篇 | 問2 建物状況について | 社会福祉法人会計基準

よくあるご質問にお答えします

Q: 調査対象サービスが複数の建物(別棟など)を使用している場合、問2「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか?

A: 別の建物の面積であっても、調査対象サービス分の面積であれば合算してご記入ください。

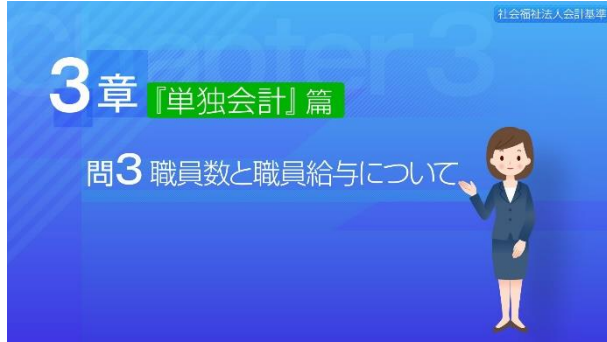
問2 ○○年4月時点の建物の状況についてお知らせします。

1. 施設概要	施設名称	所在地	法人名称
2. 入所者数・通所者数	入所者数	通所者数	合計
3. 延べ床面積	延べ床面積	延べ床面積	延べ床面積

Q&A
 QはSEアテンション、文字色が変わる。
 下に調査票該当箇所ハイライト

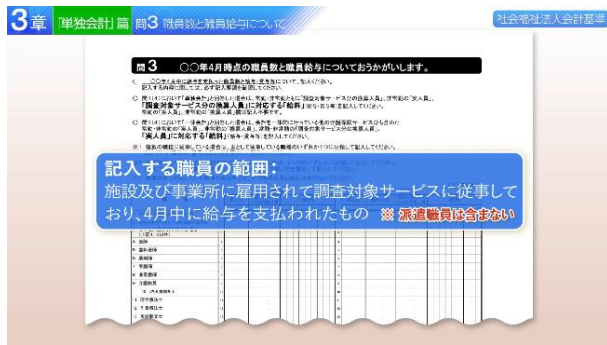
それでは、よくあるご質問にお答えします。
 Q：調査対象サービスが複数の建物（別棟など）を使用している場合、問2「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか？
 A：別の建物の面積であっても、調査対象サービス分の面積であれば合算してご記入ください。

C35



章タイトル
3章の右横にスーパー単独会計篇
キャラ女性
3章 問3 職員数と職員給与について

C36



上部にスーパー単独会計篇
3章: 問3 職員数と職員給与について
問3を表示
スーパーを表示
「記入する職員の範囲: 施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われた者 ※派遣職員は含まない」

(NA 女性)
続いて問3「職員数と職員給与」について解説します。
こちらでは、職員の換算人員数と給与をお答えいただきます。
ここでいう「職員」とは、施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われた者を指します。
派遣職員については、問4で費用を別途お答えいただきますので、こちらの職員数には含めずにお書きください。

C37



票がズーム
NAに合わせて、
実人員、換算人員欄に記入不要の帯が入る

「単独会計」として調査票にお答えの場合は、常勤職員の「実人員」、非常勤職員の「換算人員」欄への記入は不要です。

C38

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

調査対象サービスの換算人員：
施設が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの
※ 有給休暇や研修にかかると時間を含む

職 種	人数	常勤		非常勤	
		換算人員	給料	換算人員	給料
1 介護老人施設(福祉の施設)	1	0.8	400,000	0	0
2 介護老人施設(福祉の施設)	1	0.0	0	0	0
3 その他の常勤職員(介護老人福祉施設(福祉の施設))	1	0.0	0	0	0
4 総計	4	0.0	0	2	150,000
5 福利費	1	0.0	0	0	0
6 雑費	1	0.0	0	0	0
7 雑費	1	2.0	650,000	0	0
8 雑費	1	0.0	0	3	220,000
9 介護職員	1	25.0	5,500,000	25	900,000
10 うち介護福祉士	10	22.0	4,800,000	5	140,000
11 介護福祉士	11	0.0	0	1	50,000

NAに合わせて、スーパーと欄を囲む

調査対象サービスの換算人員：
施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの

調査対象サービス分の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。

調査対象サービスに従事した時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。

C39

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

調査対象サービスの換算人員：
施設が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの
※ 有給休暇や研修にかかると時間を含む

「調査対象サービスの換算人員」に対応する額を記入

職 種	人数	常勤		非常勤	
		換算人員	給料	換算人員	給料
1 介護老人施設(福祉の施設)	1	0.8	400,000	0	0
2 介護老人施設(福祉の施設)	1	0.0	0	0	0
3 その他の常勤職員(介護老人福祉施設(福祉の施設))	1	0.0	0	0	0
4 総計	4	0.0	0	2	150,000
5 福利費	1	0.0	0	0	0
6 雑費	1	0.0	0	0	0
7 雑費	1	2.0	650,000	0	0
8 雑費	1	0.0	0	3	220,000
9 介護職員	1	25.0	5,500,000	25	900,000
10 うち介護福祉士	10	22.0	4,800,000	5	140,000
11 介護福祉士	11	0.0	0	1	50,000

NAに合わせて、給料欄を囲む

給料は、職員に実際に支払われた額ではなく、「調査対象サービスの換算人員」に対応する額をご記入ください。

この点について、これから3つの例をもとに詳しくご説明します。

C40

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【常勤】

調査対象サービスに120時間勤務
(他サービスに40時間勤務)
28万円 介護福祉士A 管理者 介護福祉士B
→ 1か月160時間勤務の法人

職 種	人数	常勤	
		換算人員	給料
10 うち介護福祉士	10	1	28

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、スーパーと図を表示

介護福祉士Aさん
単独会計の場合：「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法 上部にスーパー

常勤職員の4月の所定勤務時間が160時間であるような法人において、次のような常勤の介護福祉士2名Aさん、Bさんが雇用されています。

介護福祉士Aさんは、1か月の所定勤務時間のうち120時間は調査対象サービスに従事し、残りの40時間は他サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は28万円です。

C41

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【常勤】

調査対象サービスに120時間勤務 (他サービスに40時間勤務) 28万円 介護福祉士A

管理者

調査対象サービスに170時間勤務 (うち100時間は残業) 30万円 介護福祉士B

一か月160時間勤務の法人

職 種	常勤		給料
	正人員	調査対象サービス以外の換算人員	
10のうち介護福祉士	10		

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、スーパーと図を表示

介護福祉士Aさんの右にBさんの図を表示

一方、介護福祉士 Bさんは、一か月の所定時間に、残業 10 時間分を加えた 170 時間調査対象サービスに従事しており、本年 4 月に支払った給料は 30 万円です。

この例に従って、調査票にどのように記入すればよいかご説明します。

C42

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【常勤】

調査対象サービスに120時間勤務 (他サービスに40時間勤務) 28万円 介護福祉士A

管理者

調査対象サービスに170時間勤務 (うち100時間は残業) 30万円 介護福祉士B

一か月160時間勤務の法人

調査対象サービス別の換算人員

A: $120 \div 160 = 0.75$ 人

B: $170 \div 160 = 1.0625$ 人

四捨五入して1.8人

職 種	常勤		給料
	正人員	調査対象サービス以外の換算人員	
10のうち介護福祉士	10	1.8	

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、
計算式スーパーが現れ表示

10の「うち介護福祉士」欄をズームし「調査対象サービスの換算人員」に1.8を記入

まず調査票における介護福祉士の「調査対象サービスの換算人員」は Aさん 120 時間/160 時間の 0.75 と、Bさんの 160 時間/160 時間の 1 を足して 1.75 人になり、小数点第二位を四捨五入して 1.8 人となります。

Bさんのように、施設及び事業所で定めた勤務時間以上の勤務をしている場合には、換算人員を算出するにあたって残業時間を考慮する必要はありませんので、ご注意ください。

C43

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【常勤】

調査対象サービスに120時間勤務 (他サービスに40時間勤務) 28万円 介護福祉士A

管理者

調査対象サービスに170時間勤務 (うち100時間は残業) 30万円 介護福祉士B

一か月160時間勤務の法人

調査対象サービス別の換算人員

A: $120 \div 160 = 0.75$ 人

B: $170 \div 160 = 1.0625$ 人

四捨五入して1.8人

給料

A: $28 \times \frac{120}{160} = 21$ 万円

B: $30 \times \frac{170}{160} = 31.875$ 万円

51万円

職 種	常勤		給料
	正人員	調査対象サービス以外の換算人員	
10のうち介護福祉士	10	1.8	510,000

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、
計算式スーパーが現れ表示

欄10の「うち介護福祉士」の「給料」欄に51万を記入

つぎに、介護福祉士の「給料」は Aさん 28 万円 \times 120 時間/160 時間の 0.75 で 21 万円、それに Bさんの 30 万円を足して 51 万円となります。

C44

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【非常勤】

調査対象サービスに 時間×日勤務 (各日3時間) 4万円 非常勤介護職員C
 管理者
 調査対象サービスに 時間×日勤務 (各日3時間) 12万円 非常勤介護職員D
 一か月160時間勤務の法人

職 種	非常勤			
	実人員	換算人員	調査対象サービスの換算人員	給料
9 介護職員	0	2	0.525	12万円

NAに合わせて、スーパーと図を表示

続いて、非常勤職員の例もご紹介いたします。

先ほどと同様に、常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている法人において、非常勤介護職員として月8日（各日3時間）勤務のCさんと月12日（各日5時間）勤務のDさんの2人が調査対象サービスに勤務している場合を考えます。
 Cさんには4万円、Dさんには12万円が、それぞれ給料として支払われています。

C45

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【非常勤】

調査対象サービスに 時間×日勤務 (各日3時間) 4万円 非常勤介護職員C
 管理者
 調査対象サービスに 時間×日勤務 (各日3時間) 12万円 非常勤介護職員D
 一か月160時間勤務の法人

職 種	非常勤			
	実人員	換算人員	調査対象サービスの換算人員	給料
9 介護職員	0	2	0.525	12万円

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、スーパーと図を表示

このとき、非常勤介護職員の実人員は2人です。

また単独会計の場合は、「換算人員」への記入は不要です。

C46

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【非常勤】

調査対象サービスに 時間×日勤務 (各日3時間) 4万円 非常勤介護職員C
 管理者
 調査対象サービスに 時間×日勤務 (各日5時間) 12万円 非常勤介護職員D
 一か月160時間勤務の法人

調査対象サービス分の換算人員

$$C: 1 \text{人} \times \frac{(3 \text{時間} \times 8 \text{日})}{160 \text{時間}} = 0.15 \text{人}$$

$$D: 1 \text{人} \times \frac{(5 \text{時間} \times 12 \text{日})}{160 \text{時間}} = 0.375 \text{人}$$

$$= 0.525 \text{人}$$

四捨五入して0.5人

職 種	非常勤			
	実人員	換算人員	調査対象サービスの換算人員	給料
9 介護職員	0	2	0.525	12万円

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、スーパーと図を表示
 計算式スーパーが現れ表示

続いて非常勤介護職員の「調査対象サービスの換算人員」はCさん24時間/160時間の0.15と、Dさんの60時間/160時間の0.375を足して0.525人になり、
 小数点第二位を四捨五入して0.5人となります。

C47

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【非常勤】

調査対象サービスに3時間・8日勤務 (各日3時間) 4万円 非常勤介護職員C

調査対象サービスに5時間・12日勤務 (各日5時間) 12万円 非常勤介護職員D

管理者

調査対象サービス分の換算人員

一月160時間勤務の法人

給料

C: $1.5 \times \frac{3 \times 8}{160} = 0.15$ (人)

D: $1.5 \times \frac{5 \times 12}{160} = 0.375$ (人)

四捨五入して0.5人

給料

C: 4,500円

D: 12,000円

= 16万円

種 別	非常勤			給料
	実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	
9 介護職員	2	0.5	0.5	160,000

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、スーパーと図を表示
計算式スーパーが現れ表示

CさんとDさんは他のサービスとの兼務を行っていないため、非常勤介護職員の「給料」は、実際に支払われた金額の合計、16万円となります。

C48

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

非常勤の換算人員の記入の例:4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員(2つのサービスを兼務)

介護老人福祉施設(調査対象サービス)

短期入所生活介護(併設サービス)

毎月160時間

種 別	非常勤			給料
	実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	
9 介護職員	1	0.5	0.5	20,000

NAに合わせて、スーパーと図を表示

最後に、併設の他サービスとの間で兼務を行っている非常勤職員の例を考えます。

常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている介護老人福祉施設で、併設の短期入所生活介護と兼務する、非常勤の介護職員が1名いるとします。

C49

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

非常勤の換算人員の記入の例:4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員(2つのサービスを兼務)

介護老人福祉施設(調査対象サービス)

短期入所生活介護(併設サービス)

勤務時間:8時間×12日=96時間

勤務時間:8時間×4日=32時間

毎月128時間

種 別	非常勤			給料
	実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員	
9 介護職員	1	0.5	0.5	20,000

NAに合わせて、スーパーと図を表示

各日8時間の勤務で、介護老人福祉施設にひと月あたり12日、併設の短期入所生活介護にひと月あたり4日勤務しており、月に20万円の給料を支給されていた場合、調査票はどのように埋めればよいでしょうか。

C50

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

非常勤の換算人員の記入の例：4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員（そのサービスを兼用）
 介護老人福祉施設（調査対象サービス） 勤務時間：8時間×12日＝96時間
 短期入所生活介護（併設サービス） 勤務時間：8時間×4日＝32時間

施設	実人員	非常勤		給料
		換算人員	換算人員の割合	
9 介護職員	9	1		

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、スーパーと図を表示
下に調査票

まず、非常勤介護職員の実人員は1人です。

次に、単独会計の場合は、「換算人員」への記入は不要です。

C51

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

非常勤の換算人員の記入の例：4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員（そのサービスを兼用）
 介護老人福祉施設（調査対象サービス） 勤務時間：8時間×12日＝96時間
 短期入所生活介護（併設サービス） 勤務時間：8時間×4日＝32時間

特養での勤務時間/所定勤務時間

$$\frac{(8 \text{ 時間}) \times 12 \text{ (日)}}{160 \text{ (時間)}} = 0.6 \text{ (人)}$$

施設	実人員	非常勤		給料
		換算人員	換算人員の割合	
9 介護職員	9	1		

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、スーパーと図を表示
計算式スーパーが現れ表示

続いて調査対象サービス分の換算人員は、(8 時間×12 日)が分子で、分母は規定時間となる 160 時間、=0.6 で、0.6 人となります。

C52

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

非常勤の換算人員の記入の例：4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員（そのサービスを兼用）
 介護老人福祉施設（調査対象サービス） 勤務時間：8時間×12日＝96時間
 短期入所生活介護（併設サービス） 勤務時間：8時間×4日＝32時間

特養での勤務時間/所定勤務時間

$$\frac{(8 \text{ 時間}) \times 12 \text{ (日)}}{160 \text{ (時間)}} = 0.6 \text{ (人)}$$

給料×特養での勤務時間/勤務時間合計

$$200,000 \text{ (円)} \times \frac{8 \text{ (時間)} \times 12 \text{ (日)}}{8 \text{ (時間)} \times (12+4) \text{ (日)}} = 150,000 \text{ (円)}$$

施設	実人員	非常勤		給料
		換算人員	換算人員の割合	
9 介護職員	9	1	0.6	150,000

単独会計の場合は不要

NAに合わせて、スーパーと図を表示
計算式

最後に給料は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を合わせた勤務時間合計に占める介護老人福祉施設での勤務時間の割合を給料 20 万円に乘じた値、15 万円となります。

C53

案内役キャラと簡易計算シート表示
スーパー
電子調査票上の簡易計算シートの利用

ご自身で計算される方は以上のような計算になりますが、ここまで見てきたように、問3は計算が複雑になってしまうため、電子調査票上の簡易計算シートの利用をお勧めします。

調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご利用ください。

C54

簡易計算シート表示

皆さんの施設及び事業所で使用している勤務表等をもとに、調査対象サービスに従事している職員すべての勤務実態を、1行に1人ずつ記入していけば、調査票問3の回答欄に換算人員数や給料が自動計算の上、入力されます。

C55

勤務表が現れ調査票に記入すると
計算される

C56

勤務表が現れ調査票に記入すると計算される

下にスーパー

なお、簡易計算シートを用いる場合でも、問3のうち退職金と法定福利費については調査票に直接ご記入いただく必要があります。ご注意ください。

C57

問3に関する、よくあるご質問にお答えします

Q:問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？

A:「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。

Q&A

案内役キャラ

QはSEアテンション、文字色が変わる

Qはイラストなし

スーパー表示

ここまでの、問3に関するよくあるご質問にお答えします。

Q：問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？

A：「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。

C58

Q:4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？

A:こちらの設問では4月に勤務をした職員の状態をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。

Q&A

Q：4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？

A：こちらの設問では4月に勤務をした職員の状態をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。


C59

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について

社会福祉法人会計基準

Q:対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？

A:派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。



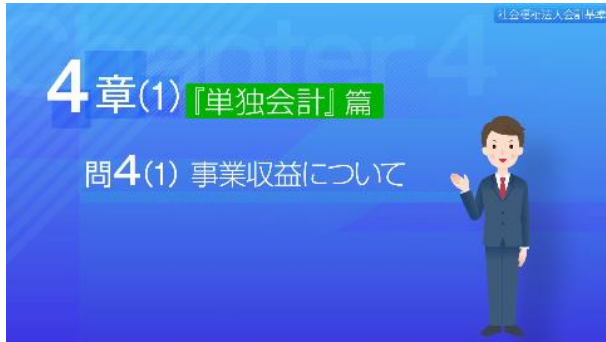
職 名	派遣職員			役員		
	人数	平均月給	総額	人数	平均月給	総額
理事長						
副理事長						
常任理事						
非常任理事						
監事						
役員合計						
職員合計						

Q&A

Q：対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？

A：派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。

C60



章タイトル
4章の右横にスーパー
単独会計篇
キャラ男性

(NA 男性)
最後に、問4の記入方法を解説します。

C61



上部にスーパー
問4(1)を表示

まずは問4(1)の事業収益についてご説明します。

C62



スーパー表示
問4(1) 事業収益
調査対象サービスの収益のみを記入
NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る

こちらの記入欄には調査対象サービスの収益のみを記入してください。
例えば、通所介護を併設している介護老人福祉施設において、介護老人福祉施設の介護料収益が2億円、通所介護の介護料収益が5000万円の場合、2億円分のみの収益を記入いただきます。
仮に他サービスによって収益を得ていたとしても、単独会計の場合には、それらを記入する必要はありませんので、ご注意ください。

C63

The screenshot shows a software interface for recording business income. It includes a list of income items on the left and a table on the right for recording the amounts. Below the table is a legend for recording content.

内容	記入すべき内容
食費収益	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象サービスの利用者が支払う食費 利用者が選定した特別な食事料 特定入所者介護サービス費(施設のみ)
居住費収益	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象サービスの利用者が支払う居住費 利用者が選定した特別な室料 特定入所者介護サービス費(施設のみ)

スーパー表示
問4(1) 事業収益について

調査対象サービスの収益のみを記入

NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る

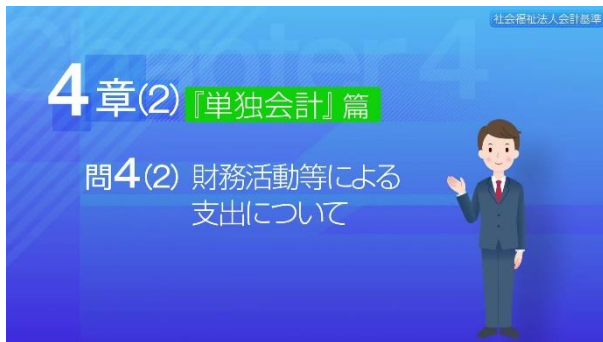
収益の記入欄の中でも、特にお問い合わせの多い、食費収益と居住費収益について詳しくご説明します。

食費収益とは、調査対象サービスの利用者が支払う食費や、利用者が選定した特別な食事料を指します。

居住費収益とは、調査対象サービスの利用者が支払う居住費や、利用者が選定した特別な室料を指します。

また、介護保険施設が調査対象となっている場合には、特定入所者介護サービス費に係る収益も、こちらに含めて記入してください。

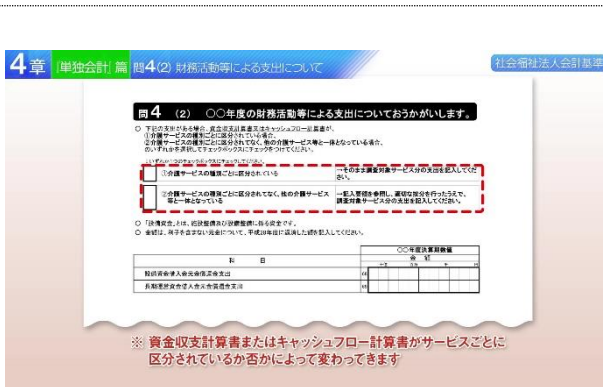
C64



タイトル画面
4章(2)「単独会計」篇
問4(2) 財務活動等による支出について

続いて、問4(2)の財務活動等による支出です。

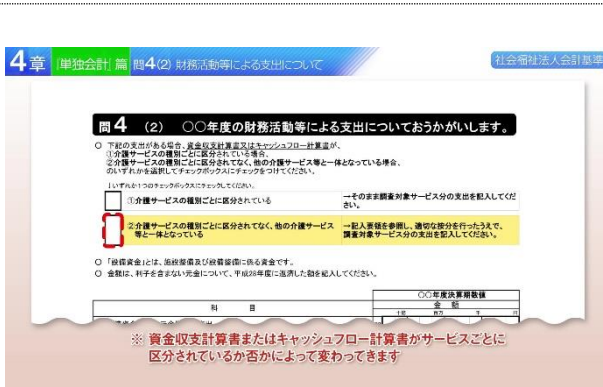
C65



問4(2)を表示
該当箇所を赤線で囲む
スーパー表示
資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書が～

こちらは、施設・事業所における借入金の返済状況を把握するために必要となりますので、記入欄に斜線が引かれている調査票をお持ちの方を除いて、必ずご記入ください。この欄に記入すべき値は、資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書がサービスごとに区分されているか否かによって変わってきます。

C66



周りが暗くなりNAに合わせて該当ボックスがズーム、ハイライト

サービスごとに区分されている場合は、調査対象サービス分の支出を記入してください。サービスごとに区分されていない場合は、財務活動による支出について、適切な方法で按分を行った後の値を記入してください。その、按分の例を1つご紹介します。

C67	 <p>4章 単独会計 問4(2) 財務活動等による支出について 社会福祉法人会計基準</p> <p>問4(2) 財務活動等による支出</p> <p>按分例 建物全体の改修に伴って借り入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>一体的な資金収支計算書 ● 介護老人福祉施設(= 調査対象) ● 通所介護</p>	按分例スーパーと、図を表示	調査対象サービスである介護老人福祉施設と通所介護について、資金収支計算書が一体的になっている事業所があるとします。
C68	 <p>4章 単独会計 問4(2) 財務活動等による支出について 社会福祉法人会計基準</p> <p>問4(2) 財務活動等による支出</p> <p>按分例 建物全体の改修に伴って借り入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>一体的な資金収支計算書 ● 介護老人福祉施設(= 調査対象) ● 通所介護 本年度の設備資金借入金元金償還金支出 500万円</p> <p>建物延べ床面積</p>	NAに合わせてスーパー表示 本年度の設備資金借入金元金償還金支出500万円	この事業所における建物全体の改修に伴って借り入れを行い、その返済として、設備資金借入金元金償還金支出 500 万円が生じている場合について考えます。この時、2つのサービス間で按分を行うために用いる指標の例として、建物の延べ床面積が考えられます。
C69	 <p>4章 単独会計 問4(2) 財務活動等による支出について 社会福祉法人会計基準</p> <p>問4(2) 財務活動等による支出</p> <p>按分例 建物全体の改修に伴って借り入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>一体的な資金収支計算書 ● 介護老人福祉施設(= 調査対象) ● 通所介護 本年度の設備資金借入金元金償還金支出 500万円</p> <p>建物延べ床面積 介護老人福祉施設 4500㎡ 通所介護 500㎡</p>	NAに合わせてボックスとスーパー表示	仮に介護老人福祉施設の専用面積が 4500 ㎡、通所介護の専用面積が 500 ㎡であったとすれば、

C70

4章 | 単独会計 | 篇 問4(2) 財務活動等による支出について | 社会福祉法人会計基準

問4(2) 財務活動等による支出

按分例
建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する

一体的な資金収支計算書

- 介護老人福祉施設(※ 調査対象)
- 通所介護

本年度の設備資金借入金元金償還金支出 **500万円**

建物延べ床面積
介護老人福祉施設 **4500㎡**
通所介護 **500㎡**

設備資金借入金元金償還金支出(按分前)
500万円

按分係数
 $\frac{4500\text{㎡}}{(4500+500)\text{㎡}} = 0.9$

設備資金借入金元金償還金支出(按分後)
500万円 × 0.9 = 450万円

NAに合わせてボックスとスーパーを順に表示


介護老人福祉施設における設備資金借入金元金償還金支出は按分前の500万円に按分係数をかけた金額になります。按分係数は専用面積の4500㎡を分子、それに通所介護500㎡を足した5000㎡が分母になり、0.9となります。よって、按分後の費用は500万×0.9で450万となります。

C71

4章 | 単独会計 | 篇 問4(2) 財務活動等による支出について | 社会福祉法人会計基準

財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください

お問い合わせ先は調査専用ホームページ並びに記入要領に記載されておりますので、そちらをご覧ください



案内役イラスト、スーパー上記の画にスーパーが乗るキャラ男性、

財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください。

C72



タイトル画面
4章(3)「単独会計」篇
問4(3) 事業費用について

次に、問4(3) 事業費用についてご説明します。

C73



スーパー表示
問4(3) 事業費用

C74



NAに合わせて図とスーパー、
欄に数字が入る

調査対象サービスの費用のみを記入

収益の場合と同様に、こちらの記入欄には調査対象サービスの費用のみを記入してください。例えば、介護老人福祉施設の人件費が1億円、通所介護の人件費が3000万円の場合、介護老人福祉施設のみの人件費を記入いただきます。

C75

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について 社会福祉法人会計基準

問4(3) 事業費用

事業所A (介護老人福祉施設が通所介護と併設)

●施設全体の人員費:1億3000万円

↓ 按分 ↓

介護老人福祉施設の人員費:????円 通所介護の人員費:????円

※サービスごとの費用の按分が難しい場合には、一体会計として調査票にお答えください

問4(3) 事業費用

スーパー

サービスごとに按分することが難しい場合には、一体会計として調査票にお答えください。

もしも、調査票内にサービスごとに按分することが難しい科目が1つでもある場合は、お手数ですが「一体会計」として、問1から回答し直してください。詳しくは本動画の1章「会計区分について」、並びに一体会計篇の解説をご覧ください。

C76

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について 社会福祉法人会計基準

調査票上に該当する勘定科目がなくても、必ずすべての科目の費用を記入してください

例: 事業費のうち、診療・療養等材料費や教養娯楽費がある場合・・・

記号	科目	金額
3	事業費	
(1)	雑当料	
(2)	介護費	
(3)	食料費	
(4)	水道光熱費	
(5)	雑出費	
(6)	印刷費及雑出費	
(7)	印刷費	
(8)	雑当料	
(9)	診療費	
(10)	療養費	
(11)	その他経費(1)～(10)に該当しないもの	

それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入

調査票

スーパー

費用欄を記入するにあたって、調査票上に該当する記入欄が見つからない勘定科目に計上がある場合には、それらの費用を書き漏らすことのないようご注意ください。たとえば、事業費のうち診療・療養等材料費や教養娯楽費といった科目に計上されている場合には、それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入してください。

C77

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について 社会福祉法人会計基準

「法人本部に帰属する経費」欄では、当該経費のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所の調査対象サービスが負担することが妥当な値を配分の上、記入してください

科目	金額			
	7年	8年	9年	10年
VI 特別費用	62			
うち拠点区分間繰入金費用	63			
うち法人本部に帰属する経費(役員報酬等(他の事業のための費用は含まない))	64			
うち所管被験者対象費用計	65			

※ 新規サービスの開設に係る施設整備費等、他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください

調査票


スーパー

とくに書き間違いや書き漏れの多い項目として、「法人本部に帰属する経費」欄の記入方法にご注意ください。こちらでは、当該経費のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担することが妥当な値を配分の上、記入してください。なお、新規サービスの開設に係る施設整備費等、他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください。

C78

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について 社会福祉法人会計基準

「法人本部に帰属する経費」のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください



お問い合わせ先は調査専用ホームページ並びに記入要領に記載されておりますので、そちらをご覧ください

「法人本部に帰属する経費」のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください。


C79

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について 社会福祉法人会計基準

問4に関する、よくあるご質問にお答えします

Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?

A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。



① 一般管理支出	⑤ 設備管理費
② 福利厚生費	(1) 建物及び建物付属設備修繕費
③ 雑費	(2) 事業用電気ガス水道料
④ 通信費	(3) 修繕費
⑥ 印刷費	(4) その他修繕費(1)～(3)に該当しないもの
⑦ 旅費	⑥ 臨時給付金等
	⑦ 臨時給付金等

Q&A
案内役キャラ
QはSEアテンション、文字色が変わる
質問に対する
記入欄をクローズアップ、ハイライト

ここまでの、問4に関する、よくあるご質問にお答えします。

Q：問4(3) 費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか？


A：事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。

C80

4章 単独会計篇 問4 収入と支出について 社会福祉法人会計基準

Q:人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか?

A:法定福利費を含めてご記入ください。



科目	金額	単位	備考
1 人件費			
3%退職給付費			
2 事務費(1)～(8)の合計			
(1) 雑費			

質問に対する
記入欄をクローズアップ、ハイライト

Q：人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか？

A：法定福利費を含めてご記入ください。

C81



キャラ男性
2章の右横にスーパー
一体会計篇

(NA 男性)
ここからは、調査票の具体的な記入方法について解説致します。
まず、問1の「施設の概要」についてです。

C82

2章 一体会計篇 問1 施設概要について

〈調査対象分サービス分の収益及び費用の切り分けに用いる情報〉

内容	設問番号
延べ利用者数(延べ訪問回数・実利用者数)	・・・問1
食事延べ提供回数(一部サービスのみ)	・・・問1
送迎延べ提供回数(一部サービスのみ)	・・・問1
建物延べ床面積	・・・問2
職員配置と給料	・・・問3

※ 問1の利用者数欄、問2の建物面積欄にご回答いただけない場合、回答全体が無効になってしまうため、必ずご記入をお願いいたします

問1、問2でお伺いする利用者数や建物面積に関する情報は、問4でお答えいただく損益状況から調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り分けるために必要となります。
こちらにご記入いただけない場合、回答全体が無効になってしまうため、必ずご記入をお願いいたします。

C83



(5)の、延べ在所者数及び利用者数欄を
ハイライト

上段ズームイン

問1では、延べ在所者数や延べ利用者数など、サービスの利用規模を記入する設問には注意が必要です。

C84

2章 一体会計篇 問1 施設概要について 社会福祉法人会計基準

4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
実利用者数	人	人	人	人
延べ在所者数	人	人	人	人

上段ズームイン
NAに合わせて
4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、スーパー表示

介護老人福祉施設の利用者数を例にご説明します。
延べ在所者数には、4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計を記入してください。

C85

2章 一体会計篇 問1 施設概要について 社会福祉法人会計基準

4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計

例：介護老人福祉施設における要介護3の延べ在所者数の合計

5日間の外泊

実利用者5人

実利用者5人の内1人が5日間の外泊

実利用者数 5人
延べ在所者数 $5人 \times 30日 - 5日 = 145人$

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
実利用者数	人	人	5人	人
延べ在所者数	人	人	145人	人

NAに合わせてイラスト、利用者数、計算方法の枠を順に表示
4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、そのままスーパー
例：介護老人福祉施設における要介護3の延べ在所者数、スーパー表示

たとえば、介護老人福祉施設において、要介護3の利用者が5人おり、うち1人が5日の外泊を行った場合を考えます。
このとき、延べ在所者数は $5人 \times 30日 - 5日 = 145人$ となります。
それぞれの項目の詳細な定義については、記入要領をご覧ください。

C86

2章 一体会計篇 問1 施設概要について 社会福祉法人会計基準

よくあるご質問にお答えします

Q:問1(6)の「延べ利用者数等」には介護保険外の利用者を含めますか?

A:含めます。当該欄には、自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めた数をご記入ください。

サービス項目	事業所単位	延べ利用者数	事業所単位利用者数	延べ利用者数
要介護1 (介護保険外)				
要介護2 (介護保険外)				
要介護3 (介護保険外)				
要介護4 (介護保険外)				
要介護1 (介護保険内)				
要介護2 (介護保険内)				
要介護3 (介護保険内)				
要介護4 (介護保険内)				
要介護1 (介護保険外)				
要介護2 (介護保険外)				
要介護3 (介護保険外)				
要介護4 (介護保険外)				

上部にスーパー
2章：問1 施設概要について
Q&A
QはSEアテンション、文字色が変わる
下に調査票該当箇所ハイライト

それでは、よくあるご質問にお答えします。
Q：問1(6)の「延べ利用者数等」には介護保険外の利用者を含めますか？
A：含めます。当該欄には、自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めた数をご記入ください。

C87

2章 一体会計篇 問1 施設概要について 社会福祉法人会計基準

Q:問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？

A:4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
延べ食事提供数	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
職員給食	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
検食用食数	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※ 本欄は、介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護（空床型）」の欄とは異なります。

食事延べ提供数

Q&Aの文言に加えて、調査票、問1 (5) の画像（延べ食事提供数をハイライト）

Q：問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？

A：4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。

C88

2章 一体会計篇 問1 施設概要について 社会福祉法人会計基準

Q:介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護（空床型）」の利用者数欄には、どのような数値を記入すればよいですか？

A:こちらの記入欄には、短期入所生活介護のうち、介護老人福祉施設の空きベッドを利用して行われるサービスの利用者数を記入してください。当項目は、介護老人福祉施設全体の利用者数を把握するために必要となるので、必ずご記入ください。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
短期入所生活介護	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
職員給食	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
検食用食数	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※ 本欄は、介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護（空床型）」の欄とは異なります。

短期入所生活介護（空床型）

Q&Aの文言に加えて、調査票、問1 (5) の画像（短期入所生活介護（空床型）をハイライト）

Q：介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護（空床型）」の利用者数欄には、どのような数値を記入すればよいですか？

A：こちらの記入欄には、短期入所生活介護のうち、介護老人福祉施設の空きベッドを利用して行われるサービスの利用者数を記入してください。当項目は、介護老人福祉施設全体の利用者数を把握するために必要となるので、必ずご記入ください。

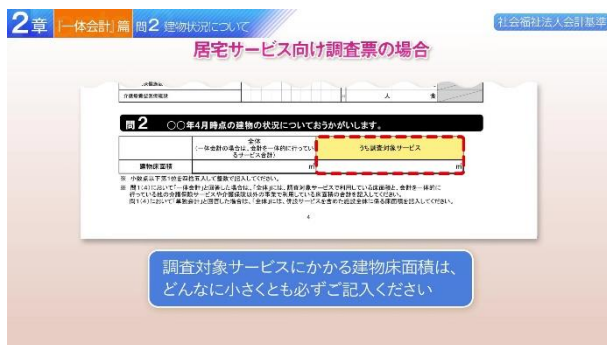
C89



タイトル
2章 (2)「一体会計篇」
問2 建物状況について

続いて問2の「建物の状況について」です。

C90



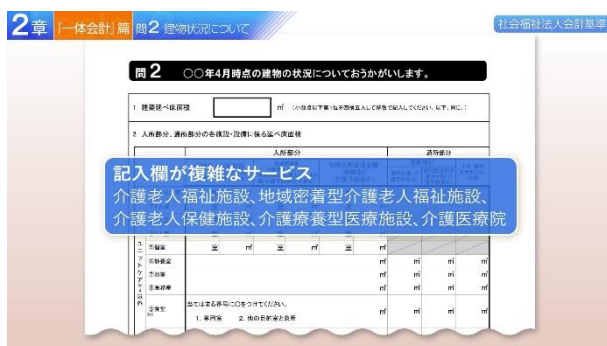
調査票の問2 部分の画像

（「うち調査対象サービス」をハイライト）

まず、居宅サービス向け調査票における記入方法についてご説明します。

調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。調査対象サービスが訪問系もしくは居宅介護支援の場合でも、調査対象サービスに従事する職員の利用する面積やサービス提供に係る事務室等の面積をご記入ください。

C91



上部にスーパー
2章：問2 建物状況について

問2ページを表示
スーパー表示
記入欄が複雑なサービス
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

次に、記入欄が複雑なご覧のサービス向け調査票について、記入方法をご説明いたします。

C92



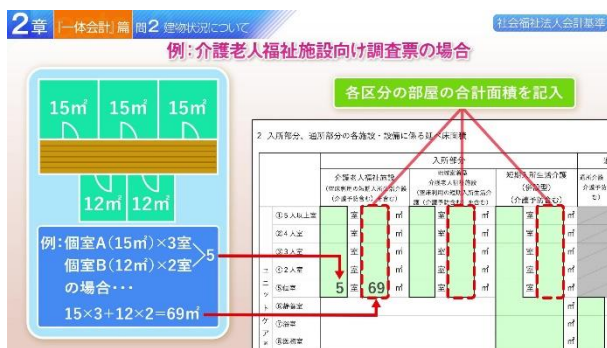
入所系サービスのスーパーが消え
上段をズーム

記入欄を赤線で囲む

例：介護老人福祉施設向け調査票の場合
スーパー表示

ここでは、例として介護老人福祉施設向け調査票を用いて解説します。
利用者の居室面積は、1部屋あたりの面積ではなく、各区分の部屋の合計面積をご記入ください。

C93



部屋面積図とスーパー表示

たとえば、介護老人福祉施設に 15 m²の個室 A が 3 室、12 m²の個室 B が 2 室ある場合、個室の面積は、15×3+12×2=69 m²となります。

C94



一旦、問2 全体に戻り下段をズーム

入所部分と通所部分を分けて記入

スーパー表示

食堂や機能訓練室等については、入所系サービスによって使用されている部分と、通所系サービスによって使用されている部分に分けて延べ床面積をご記入ください。

次にその例を紹介します。

C95

2章 一体会計篇 問2 建物状況について 社会福祉法人会計基準

共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂
機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合

同じ場所と分かるイラストで
スーパー表示
共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設
の食堂
機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)において、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合

入所系サービスと通所系サービスが食堂や機能訓練室等を共用している場合の記入方法について、例えば、機能訓練室を兼ねている食堂 100㎡に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合について考えます。

C96

2章 一体会計篇 問2 建物状況について 社会福祉法人会計基準

共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂
機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合
食堂/機能訓練室

入所と通所で共用
100㎡

NAに合わせて図が現れ囲む
入所と通所で～スーパーハイライト

入所部分の面積と通所部分の面積が完全に重なっているため、入所部分、通所部分、共用部分はすべて 100㎡となります。

C97

2章 一体会計篇 問2 建物状況について 社会福祉法人会計基準

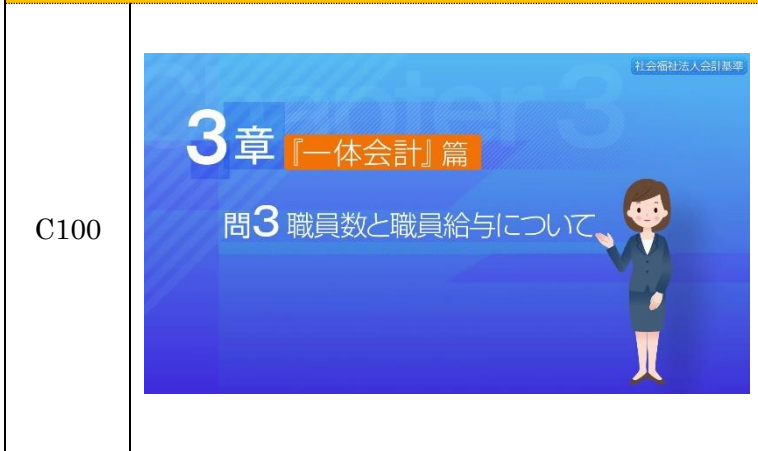
共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂
機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合

入所と通所で共用 100㎡

		入所部分	通所部分	共用部分		
		100㎡	100㎡	100㎡	入所者用スペース	通所者用スペース
調査票	1. 車寄せ	○	○	○	○	○
調査票	2. 車寄せ	○	○	○	○	○

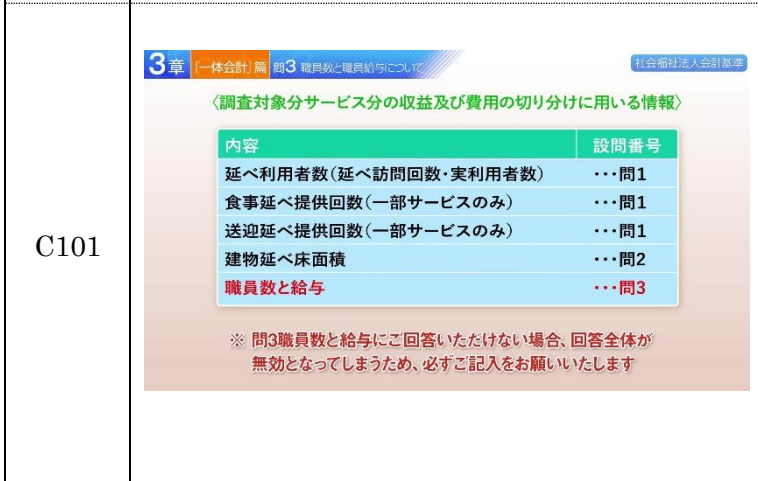
調査票が下に現れる
スーパー表示
食堂と機能訓練室が兼用の場合には、食堂欄のみ記入

食堂と機能訓練室が兼用となっている場合は両方の、「2. 他の目的室と兼用」に○を付けたうえで、



C100

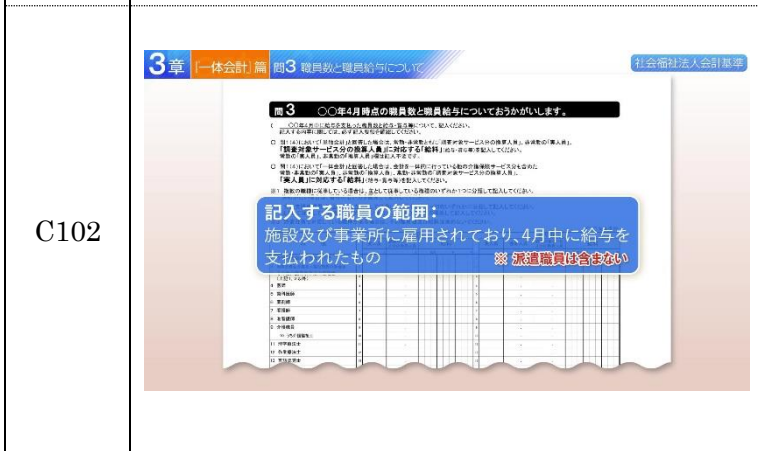
章タイトル
3章 問3 職員数と職員給与について
3章の右横に一体会計篇
キャラ女性



C101

問3 を表示

(NA 女性)
続いて問 3「職員数と職員給与」について解説します。
こちらでお答えいただく職員数と給与に関する情報は、問 4 でお答えいただく損益状況から調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り分けるために必要となります。こちらにご記入いただけない場合、回答全体が無効となってしまうため、必ずご記入をお願いいたします。



C102

問3 を表示
スーパーを表示
「記入する職員の範囲：施設及び事業所に雇用されており、4月中に給与を支払われた者 ※派遣職員は含まない」

問 3 でいう「職員」とは、施設及び事業所に雇用されており、4 月中に給与を支払われた者を指します。
派遣職員については、問 4 で費用を別途お答えいただきますので、こちらの職員数には含めずにお書きください。

C103

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

社会福祉法人会計基準

職 種	常勤			非常勤		
	実人員	換算人員	給料	実人員	換算人員	給料
1. 介護老人福祉施設等の従事者	1	0.8	500,000	0	0.0	0.0
2. 施設型居宅介護支援事業所の従事者	0	0.0	0	0	0.0	0.0
3. その他の介護等従事者(介護士以上)以外の者	3	0.0	1,500,000	0	0.0	0.0
4. 医師	0	0.0	0	2	0.2	150,000
5. 歯科医師	0	0.0	0	0	0.0	0.0
6. 薬剤師	0	0.0	0	0	0.0	0.0
7. 看護師	3	2.0	1,000,000	0	0.0	0.0
8. 介護職員	1	0.0	280,000	3	1.0	220,000
9. 介護士	35	25.0	7,500,000	25	12.0	9.0
10. その他の職員(士)	25	22.0	6,000,000	5	1.5	1.0
11. 理事長等	0	0.0	0	1	0.1	50,000

該当欄ハイライト

「一体会計」として調査票にお答えの場合は、事業所で雇用されている常勤・非常勤職員の実人員、換算人員、調査対象サービス分の換算人員、給料を記入していただきます。

C104

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

社会福祉法人会計基準

施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める実際の勤務時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの

職 種	実 務			計 画		
	実人員	換算人員	給料	実人員	換算人員	給料
1. 介護老人福祉施設等の従事者	1	0.8	500,000	0	0.0	0.0
2. 施設型居宅介護支援事業所の従事者	0	0.0	0	0	0.0	0.0
3. その他の介護等従事者(介護士以上)以外の者	3	0.0	1,500,000	0	0.0	0.0
4. 医師	0	0.0	0	2	0.2	150,000
5. 歯科医師	0	0.0	0	0	0.0	0.0
6. 薬剤師	0	0.0	0	0	0.0	0.0
7. 看護師	3	2.0	1,000,000	0	0.0	0.0
8. 介護職員	1	0.0	280,000	3	1.0	220,000
9. 介護士	35	25.0	7,500,000	25	12.0	9.0
10. その他の職員(士)	25	22.0	6,000,000	5	1.5	1.0
11. 理事長等	0	0.0	0	1	0.1	50,000

施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの

職 種	実 務			計 画		
	実人員	換算人員	給料	実人員	換算人員	給料
1. 介護老人福祉施設等の従事者	1	0.8	500,000	0	0.0	0.0
2. 施設型居宅介護支援事業所の従事者	0	0.0	0	0	0.0	0.0
3. その他の介護等従事者(介護士以上)以外の者	3	0.0	1,500,000	0	0.0	0.0
4. 医師	0	0.0	0	2	0.2	150,000
5. 歯科医師	0	0.0	0	0	0.0	0.0
6. 薬剤師	0	0.0	0	0	0.0	0.0
7. 看護師	3	2.0	1,000,000	0	0.0	0.0
8. 介護職員	1	0.0	280,000	3	1.0	220,000
9. 介護士	35	25.0	7,500,000	25	12.0	9.0
10. その他の職員(士)	25	22.0	6,000,000	5	1.5	1.0
11. 理事長等	0	0.0	0	1	0.1	50,000

NAに合わせて、スーパーと欄を囲む

換算人員：
施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める実際の勤務時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの

換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める実際の勤務時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。

調査対象サービス分の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。

職員の勤務時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。

C105

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

社会福祉法人会計基準

実人員に対応する給料を記入

職 種	常勤			非常勤		
	実人員	換算人員	給料	実人員	換算人員	給料
1. 介護老人福祉施設等の従事者	1	0.8	500,000	0	0.0	0.0
2. 施設型居宅介護支援事業所の従事者	0	0.0	0	0	0.0	0.0
3. その他の介護等従事者(介護士以上)以外の者	3	0.0	1,500,000	0	0.0	0.0
4. 医師	0	0.0	0	2	0.2	150,000
5. 歯科医師	0	0.0	0	0	0.0	0.0
6. 薬剤師	0	0.0	0	0	0.0	0.0
7. 看護師	3	2.0	1,000,000	0	0.0	0.0
8. 介護職員	1	0.0	280,000	3	1.0	220,000
9. 介護士	35	25.0	7,500,000	25	12.0	9.0
10. その他の職員(士)	25	22.0	6,000,000	5	1.5	1.0
11. 理事長等	0	0.0	0	1	0.1	50,000

スーパー

調査対象サービス分の換算人員：
施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの

NAに合わせて給料欄をハイライト

給料は、実人員に対応する額、すなわち当該職員に実際に支払った額の合計を記入してください。

これらの点について、これから3つの例をもとに詳しくご説明します。

C106

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について 社会福祉法人会計基準

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【常勤】

調査対象サービスに20時間勤務 (他サービスに10時間勤務) 介護福祉士A 28万円

管理者

介護福祉士B

一か月160時間勤務の法人

職 種	人数	常勤	
		実人員	換算人員
10 うち介護福祉士	10		

NAに合わせて、スーパーと図を表示

介護福祉士Aさん

一体会計の場合：「換算人員」と「給料」の計算方法 上部にスーパー

常勤職員の4月の所定勤務時間が160時間であるような法人において、次のような常勤の介護福祉士2名Aさん、Bさんが雇用されているとします。

介護福祉士Aさんは、一か月の所定勤務時間のうち120時間は調査対象サービスに従事し、残りの40時間は会計を一体的に行っている他サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は28万円です。

C107

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について 社会福祉法人会計基準

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【常勤】

調査対象サービスに20時間勤務 (他サービスに10時間勤務) 介護福祉士A 28万円

管理者

介護福祉士B 30万円

一か月160時間勤務の法人

職 種	人数	常勤	
		実人員	換算人員
10 うち介護福祉士	10		

NAに合わせて、スーパーと図を表示

介護福祉士Aさんの右にBさんの図を表示

一方、介護福祉士Bさんは、一か月の所定時間に、残業10時間分を加えた170時間調査対象サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は30万円です。

この例に従って、調査票にどのように記入すればよいかご説明します。

C108

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について 社会福祉法人会計基準

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【常勤】

調査対象サービスに20時間勤務 (他サービスに10時間勤務) 介護福祉士A 28万円

管理者

介護福祉士B 30万円

一か月160時間勤務の法人

170-10 (残業時間は考慮しない)

調査対象サービスの換算人員

A: $120 \div 160 = 0.75$ (人)

B: $160 \div 160 = 1$ (人)

四捨五入して1.8人

職 種	人数	常勤	
		実人員	換算人員
10 うち介護福祉士	10	2	1.8

NAに合わせて、計算式スーパーが現れ表示

10の「うち介護福祉士」欄をズームし「調査対象サービスの換算人員」に1.8を記入

まず調査票における介護福祉士の「実人員」は2人です。

次に「調査対象サービスの換算人員」はAさん120時間/160時間の0.75と、Bさんの160時間/160時間の1を足して1.75人になり、小数点第二位を四捨五入して1.8人となります。

Bさんのように、施設及び事業所で定めた勤務時間以上の勤務をしている場合には、換算人員を算出するにあたって残業時間を考慮する必要はありませんので、ご注意ください。

C109

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【常勤】

調査対象サービスに120時間勤務 (他サービスに40時間勤務) 28万円 介護福祉士A

調査対象サービスに170時間勤務 (うち100時間は残業) 30万円 介護福祉士B

管理者

一月160時間勤務の法人

調査対象サービス分の換算人員

A: $1.20 / 1.60 = 0.75$
 B: $1.60 / 1.60 = 1.00$
 合計 = 1.75
 四捨五入して1.8人

給料

A: 280,000円
 B: 300,000円
 合計 = 580,000円

職 種	人 数	調査対象サービス以外の換算人員	給料
10 うち介護福祉士	2	1.8	580,000

NAに合わせて、
 計算式スーパー表示

欄10の「うち介護福祉士」の「給料」欄に58万を記入

つぎに、介護福祉士の「給料」には 実際に支払われた金額の合計を記入すればよいので、A さん 28 万円に B さんの 30 万円を足して 58 万円となります。

C110

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【非常勤】

調査対象サービスに3時間勤務 (毎日3時間) 4万円 非常勤介護職員C

調査対象サービスに60時間勤務 (毎日3時間) 12万円 非常勤介護職員D

管理者

一月160時間勤務の法人

調査対象サービス分の換算人員

C: $3 / 160 = 0.01875$
 D: $60 / 160 = 0.375$
 合計 = 0.39375
 四捨五入して0.4人

給料

C: 40,000円
 D: 120,000円
 合計 = 160,000円

職 種	人 数	調査対象サービス以外の換算人員	給料
9 介護職員	2	0.4	160,000

NAに合わせて、
 スーパー表示

続いて、非常勤職員の例もご紹介いたします。
 先ほどと同様に、常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている法人において、非常勤介護職員として月8日(各日3時間)勤務のCさんと月12日(各日5時間)勤務のDさんの2人が調査対象サービスに勤務している場合を考えます。
 Cさんには4万円、Dさんには12万円が、それぞれ給料として支払われています。

C111

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法【非常勤】

調査対象サービスに15時間勤務 (毎日3時間) 4万円 非常勤介護職員C

調査対象サービスに60時間勤務 (毎日3時間) 12万円 非常勤介護職員D

管理者

一月160時間勤務の法人

調査対象サービス分の換算人員

C: $15 / 160 = 0.09375$
 D: $60 / 160 = 0.375$
 合計 = 0.46875
 四捨五入して0.5人

給料

C: 40,000円
 D: 120,000円
 合計 = 160,000円

職 種	人 数	調査対象サービス以外の換算人員	給料
9 介護職員	2	0.5	160,000

NAに合わせて、
 計算式スーパー表示

このとき、非常勤介護職員の実人員は2人です。
 次に、「換算人員」はCさん 24 時間/160 時間の 0.15 と、D さんの 60 時間/160 時間の 0.375 を足して 0.525 人になり、小数点第二位を四捨五入して 0.5 人となります。
 また C さん D さんともに、実際の勤務時間＝調査対象サービスへ従事した時間なので、「調査対象サービス分の換算人員」も変わらず 0.5 人となります。

C112

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法 [非常勤]

調査対象サービスに3時間×6日勤務 (毎日勤務) 4万円 非常勤介護職員C

調査対象サービスに5時間×12日勤務 (毎日勤務) 12万円 非常勤介護職員D

管理者

一月160時間勤務の法人

調査対象サービス分の換算人員

C: $1.5 \times \frac{3 \times 6}{160} = 0.15$ (人)

D: $1.5 \times \frac{5 \times 12}{160} = 0.375$ (人)

$= 0.525$ (人)

四捨五入して0.5人

給料

C: 4万円

D: 12万円

$= 16$ (万円)

16万円

職 種	人 数	非常勤		給料
		換算人員	調査対象サービス分の換算人員	
9 介護職員	9	2	0.5	160,000

NAに合わせて、
計算式スーパー表示

「給料」欄には、実際に支払われた金額の合計を記入すればよいので、16万円となります。

C113

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

非常勤の換算人員の記入の例:4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員 (2つのサービスを兼務)

介護老人福祉施設 (調査対象サービス)

短期入所生活介護 (併設サービス)

職 種	人 数	非常勤		給料
		換算人員	調査対象サービス分の換算人員	
9 介護職員	9	2	0.5	160,000

イラストとスーパーと図で表現
NAに合わせて順にスーパーと図

最後に、一体的に会計を行っているサービス間で兼務を行っている非常勤職員がいる場合の例もご紹介いたします。
常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている介護老人福祉施設で、会計を一体的に行っている併設の短期入所生活介護と兼務する、非常勤の介護職員が1名いるとします。

C114

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について

非常勤の換算人員の記入の例:4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員 (2つのサービスを兼務)

介護老人福祉施設 (調査対象サービス)

短期入所生活介護 (併設サービス)

勤務時間:8時間×12日=96時間

勤務時間:8時間×4日=32時間

職 種	人 数	非常勤		給料
		換算人員	調査対象サービス分の換算人員	
9 介護職員	9			

NAに合わせてスーパー
計算式は最初なし

各日8時間の勤務で、介護老人福祉施設にひと月あたり12日、併設の短期入所生活介護にひと月あたり4日勤務している場合、調査票はどのように埋めればよいでしょうか。

3章 一体会計篇 | **問3** 職員数と職員給与について | **社会福祉法人会計基準**

非常勤の換算人員の記入の例：4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員 (ほかのサービスも兼務)

介護老人福祉施設 (調査対象サービス) 勤務時間: 8時間 × 12日 = 96時間

短期入所生活介護 (併設サービス) 勤務時間: 8時間 × 4日 = 32時間

実際の勤務時間 / 所定勤務時間
 $\frac{8 \text{時間} \times (12 + 4) \text{日}}{160 \text{時間}} = 0.8 \text{(A)}$

職 種	実人員	非常勤	
		換算人員	調査対象サービス分の換算人員
9 介護職員	9	1	0.8

NAに合わせて実人員欄に1が入る

計算式スーパーに変化

NAに合わせて換算人員欄に0.8が入る

まず、非常勤介護職員の実人員は1人です。

次に換算人員の計算は(8時間×16日)が分子で、分母は規定時間となる160時間=0.8となり、0.8人となります。

3章 一体会計篇 | **問3** 職員数と職員給与について | **社会福祉法人会計基準**

非常勤の換算人員の記入の例：4月の勤務時間を160時間と定めている施設

非常勤介護職員 (ほかのサービスも兼務)

介護老人福祉施設 (調査対象サービス) 勤務時間: 8時間 × 12日 = 96時間

短期入所生活介護 (併設サービス) 勤務時間: 8時間 × 4日 = 32時間

実際の勤務時間 / 所定勤務時間
 $\frac{8 \text{時間} \times (12 + 4) \text{日}}{160 \text{時間}} = 0.8 \text{(A)}$

実際の勤務時間 / 所定勤務時間
 $\frac{8 \text{時間} \times 12 \text{日}}{160 \text{時間}} = 0.6 \text{(A)}$

職 種	実人員	非常勤	
		換算人員	調査対象サービス分の換算人員
9 介護職員	9	1	0.8
			0.6

計算式スーパーに変化


NAに合わせて調査対象サービス分の換算人員欄に0.6が入る

最後に調査対象サービス分の換算人員は、(8時間×12日)が分子で分母は同じ160時間、=0.6で0.6人となります。

3章 一体会計篇 | **問3** 職員数と職員給与について | **社会福祉法人会計基準**

電子調査票上の簡易計算シートの利用

調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご利用ください



案内役キャラと簡易計算シート表示

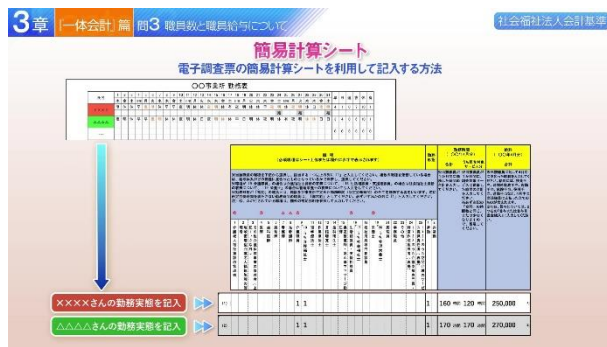
スーパー

電子調査票上の簡易計算シートの利用

ご自身で計算される方は以上のような計算になりますが、ここまで見てきたように、問3は計算が複雑になってしまうため、電子調査票上の簡易計算シートのご利用をお勧めします。

調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご利用ください。

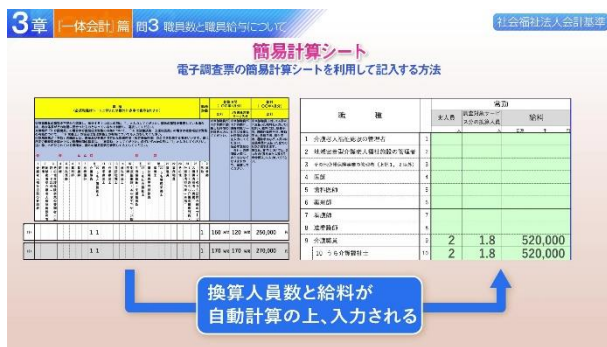
C118



簡易計算シート表示

皆さんの施設及び事業所で使用している勤務表等をもとに、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している職員すべての勤務実態を、1行に1人ずつ記入していけば、調査票問3の回答欄に換算人員数や給料が自動計算の上、入力されます。

C119



簡易計算シートのNAに合わせた該当欄を表示

なお、簡易計算シートを用いる場合でも、問3のうち退職金と法定福利費については調査票に直接ご記入いただく必要があります。ご注意ください。

C120



3章 一体会計篇 **問3** 職員数と職員給与について 社会福祉法人会計基準

問3に関する、よくあるご質問にお答えします

Q:問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？

A:「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。

Q&A

案内役キャラ

QはSEアテンション、文字色が変わる。

Qはイラストなし

スーパー表示

問3に関する、よくあるご質問にお答えします

Q：問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？

A：「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。

3章 一体会計篇 **問3** 職員数と職員給与について 社会福祉法人会計基準

Q:4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？

A:こちらの設問では4月に勤務をした職員の状況をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。

Q：4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？

A：こちらの設問では4月に勤務をした職員の状況をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。

Q：4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？

A：こちらの設問では4月に勤務をした職員の状況をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。

3章 一体会計篇 **問3** 職員数と職員給与について 社会福祉法人会計基準

Q:対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？

A:派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。

Q：対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？

A：派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。

Q：対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？

A：派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。

C124

章タイトル
4章の右横に一体会計篇
キャラ男性
4章(1)「一体会計」篇
問4(1) 事業収益について

(NA 男性)
最後に、問4の記入方法を解説します。

C125

科目	〇〇年度の事業収入(収益)についておががします。	
	金額	単位
1 全額福祉施設等管理料収入(雑収入) (非営利事業活動収益)	100	万円
(1) 介護老人福祉施設	100	万円
(2) 福祉施設等管理料収入(雑収入)	0	万円
2 新設の養老施設(収益) (非営利事業活動収益)	0	万円
(1) 施設管理料(雑収入)	0	万円
(2) 施設管理料(雑収入)	0	万円
(3) 施設管理料(雑収入)	0	万円
(4) 施設管理料(雑収入)	0	万円
(5) 施設管理料(雑収入)	0	万円
(6) 施設管理料(雑収入)	0	万円
(7) 施設管理料(雑収入)	0	万円

上部にスーパー
問4(1)を表示

まずは問4(1)の事業収益についてご説明します。

C126

問4(1) 事業収益
調査対象サービスの収益を記載

事業所A 一体会計
● 介護老人福祉施設と通所介護による
介護料収益:2億5000万円

↓ 2種類のサービスを共に記入

科目	〇〇年度の事業収入(収益)	
	金額	単位
1 全額福祉施設等管理料収入(雑収入) (非営利事業活動収益)	100	万円
(1) 介護老人福祉施設	100	万円
(2) 福祉施設等管理料収入(雑収入)	0	万円
2 新設の養老施設(収益) (非営利事業活動収益)	0	万円
(1) 施設管理料	0	万円
(2) 施設管理料(雑収入)	0	万円
(3) 施設管理料	0	万円

一体会計の図を表示
会計を一体的に行っているサービスを含めた収益を記入
NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る

一体会計の場合にこちらの記入欄には会計を一体的に行っているサービスを含めた収益を記入してください。
例えば、介護老人福祉施設において併設の通所介護と会計を一体的に行っており、介護老人福祉施設で2億円、通所介護において5000万円の介護料収益がある場合、両方の収益をそれぞれ記入いただきます。

C127

4章 一体会計篇 問4(1) 事業収益について

社会福祉法人会計基準

科目	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
1 雑収入(収益)							
① 公益事業収益(収益)							
② 建設収益(収益)							
③ 定額償却資産売却収益(収益)							
④ 雑収入(収益)							
⑤ 雑収入(収益)							
⑥ 雑収入(収益)							
⑦ 雑収入(収益)							
⑧ 雑収入(収益)							
⑨ 雑収入(収益)							
⑩ 雑収入(収益)							
⑪ 雑収入(収益)							
⑫ 雑収入(収益)							
⑬ 雑収入(収益)							
⑭ 雑収入(収益)							
⑮ 雑収入(収益)							
⑯ 雑収入(収益)							
⑰ 雑収入(収益)							
⑱ 雑収入(収益)							
⑲ 雑収入(収益)							
⑳ 雑収入(収益)							
㉑ 雑収入(収益)							
㉒ 雑収入(収益)							
㉓ 雑収入(収益)							
㉔ 雑収入(収益)							
㉕ 雑収入(収益)							
㉖ 雑収入(収益)							
㉗ 雑収入(収益)							
㉘ 雑収入(収益)							
㉙ 雑収入(収益)							
㉚ 雑収入(収益)							
㉛ 雑収入(収益)							
㉜ 雑収入(収益)							
㉝ 雑収入(収益)							
㉞ 雑収入(収益)							
㉟ 雑収入(収益)							
㊱ 雑収入(収益)							
㊲ 雑収入(収益)							
㊳ 雑収入(収益)							
㊴ 雑収入(収益)							
㊵ 雑収入(収益)							
㊶ 雑収入(収益)							
㊷ 雑収入(収益)							
㊸ 雑収入(収益)							
㊹ 雑収入(収益)							
㊺ 雑収入(収益)							
㊻ 雑収入(収益)							
㊼ 雑収入(収益)							
㊽ 雑収入(収益)							
㊾ 雑収入(収益)							
㊿ 雑収入(収益)							

NAに合わせて、スーパー表示

続いて収益の記入欄の中でも、特にお問い合わせの多い、食費収益と居住費収益について詳しくご説明します。

C128

4章 一体会計篇 問4(1) 事業収益について

社会福祉法人会計基準

問4(1) 事業収益

科目	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
(3) 雑収入(収益)	50						
(4) 居住費収入(収益)	51						
(5) 介護予防・日常生活支援総合事業収入(収益)	52						
① 介護予防・日常生活支援総合事業収入(収益)	53						
② 介護予防・日常生活支援総合事業収入(収益)	54						

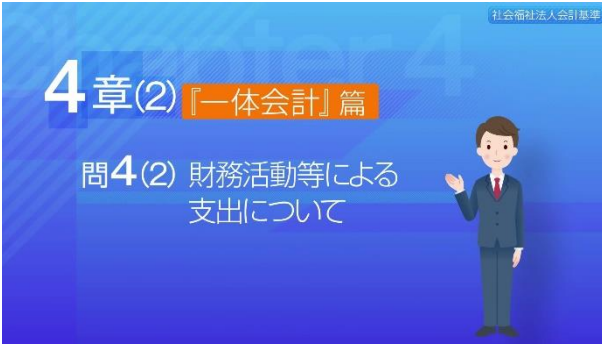
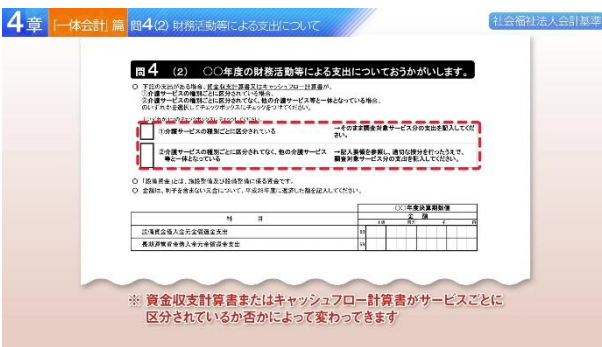
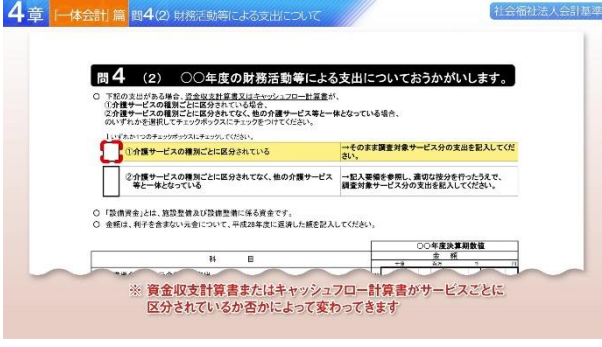
内容	記入すべき内容
食費収益	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う食費 利用者が選定した特別な食料 特定入所者介護サービス費(施設のみ)
居住費収益	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う居住費 利用者が選定した特別な室料 特定入所者介護サービス費(施設のみ)

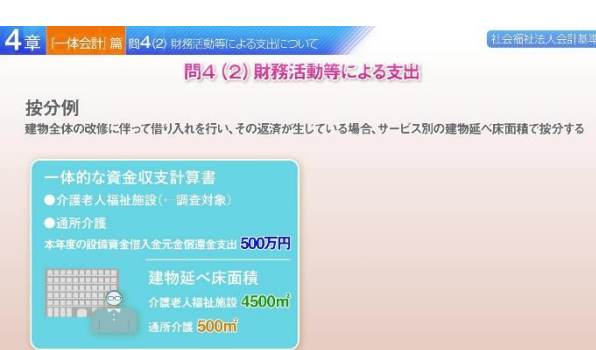
NAに合わせて、スーパー表示

食費収益とは、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う食費や、利用者が選定した特別な食料を指します。

居住費収益とは、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う居住費や、利用者が選定した特別な室料を指します。

また、調査対象サービス及び一体的に会計を行っているサービスに介護保険施設が含まれる場合には、特定入所者介護サービス費に係る収益もこちらに記入してください。

<p>C129</p>		<p>タイトル 4章(2)「一体会計」篇 問4(2) 財務活動等による支出について</p>	<p>続いて、問4(2)の財務活動等による支出です。</p>
<p>C130</p>		<p>問4(2)を表示 該当箇所を赤線で囲む スーパー表示 資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書が～</p>	<p>こちらは、施設・事業所における借入金の返済状況を把握するために必要となりますので、記入欄に斜線が引かれている調査票をお持ちの方を除いて、必ずご記入ください。この欄に記入すべき値は、資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書がサービスごとに区分されているか否かによって変わってきます。</p>
<p>C131</p>		<p>周りが暗くなりNAに合わせて該当ボックスがズーム、ハイライト</p>	<p>サービスごとに区分されている場合は、調査対象サービス分の支出を記入してください。サービスごとに区分されていない場合は、財務活動による支出について、適切な方法で按分を行った後の値を記入してください。 一体会計としてお答えの場合でも、こちらの欄では調査対象サービス分に按分した後の値を記入する必要がありますので、ご注意ください。その、按分の例を1つご紹介します。</p>

<p>C132</p>	 <p>4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について 社会福祉法人会計基準</p> <p>問4(2) 財務活動等による支出</p> <p>按分例 建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>一体的な資金収支計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護老人福祉施設(○ 調査対象) ● 通所介護 	<p>按分例スーパーと、図を表示</p>	<p>調査対象サービスである介護老人福祉施設と通所介護について、資金収支計算書が一体的になっている事業所があるとします。</p>
<p>C133</p>	 <p>4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について 社会福祉法人会計基準</p> <p>問4(2) 財務活動等による支出</p> <p>按分例 建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>一体的な資金収支計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護老人福祉施設(○ 調査対象) ● 通所介護 <p>本年度の設備資金借入金元金償還金支出 500万円</p> <p>建物延べ床面積</p>	<p>NAに合わせてスーパー表示</p> <p>本年度の設備資金借入金元金償還金支出500万円</p> <p>スーパー表示</p>	<p>この事業所における建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済として、設備資金借入金元金償還金支出 500 万円が生じている場合について考えます。</p> <p>この時、2つのサービス間で按分を行うために用いる指標の例として、建物の延べ床面積が考えられます。</p>
<p>C134</p>	 <p>4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について 社会福祉法人会計基準</p> <p>問4(2) 財務活動等による支出</p> <p>按分例 建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>一体的な資金収支計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護老人福祉施設(○ 調査対象) ● 通所介護 <p>本年度の設備資金借入金元金償還金支出 500万円</p> <p>建物延べ床面積</p> <p>介護老人福祉施設 4500㎡</p> <p>通所介護 500㎡</p>	<p>NAに合わせてボックスとスーパー表示</p>	<p>仮に介護老人福祉施設の専用面積が 4500 ㎡、通所介護の専用面積が 500 ㎡であったとすれば、</p>

C135

4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について 社会福祉法人会計基準

問4(2) 財務活動等による支出

按分例
建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する

一体的な資金収支計算書

- 介護老人福祉施設(調査対象)
- 通所介護

本年度の設備資金借入金元金償還金支出 **500万円**

建物延べ床面積
介護老人福祉施設 **4500㎡**
通所介護 **500㎡**

設備資金借入金元金償還金支出(按分前)
500万円

按分係数
 $\frac{4500(\text{㎡})}{(4500+500)(\text{㎡})} = 0.9$

設備資金借入金元金償還金支出(按分後)
500万円 × 0.9 = 450万円

NAに合わせてボックスとスーパーを順に表示


介護老人福祉施設における設備資金借入金元金償還金支出は按分前の500万円に按分係数をかけた金額になります。
按分係数は専用面積の4500㎡を分子、それに通所介護500㎡を足した5000㎡が分母になり、0.9となります。
よって、按分後の費用は500万×0.9で450万となります。

C136

4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について 社会福祉法人会計基準

財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください

お問い合わせ先は調査専用ホームページ並びに記入要領に記載されておりますので、そちらをご覧ください



案内役イラスト、スーパー上記の画にスーパーが乗るキャラ男性スーパー変更
「財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください」

財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください。

C137

タイトル
4章(3)「一体会計」篇
問4(3) 事業費用について

次に、問4(3) 事業費用についてご説明します。

C138

科目	金額	単位	備考
1 人件費			
2 サービス費			
3 事務費			
4 雑費			
5 雑損雑益			
6 繰越利益剰余金			
7 繰越剰余金			
8 繰越損失			
9 繰越費用			
10 繰越負債			
11 繰越負債			
12 繰越負債			
13 繰越負債			
14 繰越負債			
15 繰越負債			
16 繰越負債			
17 繰越負債			
18 繰越負債			
19 繰越負債			
20 繰越負債			

スーパー表示
問4(3) 事業費用

C139

事業所A
一体会計
●介護老人福祉施設と通所介護による
人件費合計:1億3000万円

↓ 2種類のサービスの合計分を記入

科目	金額	単位	備考
1 人件費	130000000		

NAに合わせて図とスーパー、
欄に数字が入る

会計を一体的に行っているサービスを
含めた費用を記入
一体会計欄の数字は1億3000万

収益の場合と同様に、こちらの記入欄には会計を一体的に行っているサ
ービスを含めた費用を記入してください。例えば、調査対象サービスで
ある介護老人福祉施設のほかに通所介護が併設しており、2 サービス合
計で1億3000万円の人件費計上がある事業所の場合、そのまま1億3000
万円を記入してください。

C140

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について 社会福祉法人会計基準

調査票上に該当する勘定科目がなくとも、必ずすべての科目の費用を記入してください

例：事業費のうち、診療・療養等材料費や教養娯楽費がある場合・・・

科目	金額
3 事業費	20
(1) 運営費	20
(2) 介護費用	20
(3) 療養材料費	20
(4) 水電光熱費	20
(5) 旅行費	20
(6) 労務費	20
(7) 雑費	20
(8) 雑費	20
(9) 雑費	20
(10) 雑費	20
(11) その他経費(1)～(10)に該当しないもの	20

それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入

NAに合わせて、調査票
スーパー表示

費用欄を記入するにあたって、調査票に該当する記入欄が見つからない勘定科目に計上がある場合には、それらの費用を書き漏らすことのないようご注意ください。

たとえば、事業費のうち診療・療養等材料費や教養娯楽費といった科目に計上されている場合には、それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入してください。

C141

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について 社会福祉法人会計基準

「法人本部に帰属する経費」欄では、当該経費のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な値を配分の上、記入してください

科目	金額
VI 特別費用	62
うち拠点区分繰入金費用	63
うち法人本部に帰属する経費(役員報酬等(他の部署のための費用は含まない))	64
うち介護報酬対象費用計	65

※ 新規サービスの開設に係る施設整備費等、一体的に会計を行っていない他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください

NAに合わせて、
スーパー表示

とくに書き間違いや書き漏れの多い項目として、「法人本部に帰属する経費」欄の記入方法にはご注意ください。


こちらでは、当該経費のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な値を配分の上、記入してください。なお、新規サービスの開設に係る施設整備費等、一体的に会計を行っていない他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください。

C142

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について 社会福祉法人会計基準

「法人本部に帰属する経費」のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください

お問い合わせ先は調査専用ホームページ並びに記入要領に記載されておりますので、そちらをご覧ください



「法人本部に帰属する経費」のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください。

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について

問4に関する、よくあるご質問にお答えします

Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?

A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。

① 給与支払費	④ 役員報酬
② 福利厚生費	⑤ 役員退任費
③ 研修費	⑥ 印刷製本費
⑦ 交通旅費	⑧ 委託費
⑨ 事務用品費	

Q&A
案内役キャラ

QはSEアテンション、文字色が変わる。

質問に対する
記入欄をクローズアップ、ハイライト

問4に関する、よくあるご質問にお答えします。

Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?

A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について

Q:調査対象サービスが併設の病院と一体的に会計を行っている場合、収益と費用はどのように記入すればよいですか?

A:収益、費用ともに、病院にかかる部分を含めて記入してください。

科目	金額	単位
介護福祉施設介護料収入(収益)(1)の利益負担部分を含む		
(1)介護老人福祉施設		
(2)特別養護老人ホーム(認知症対応型)		
療養介護料収入(収益)(1)の利益負担部分を含む		
(1)特別介護(介護予防)施設		
(2)特別介護(介護予防)施設		

画面上では調査票問4(1)を表示

Q:調査対象サービスが併設の病院と一体的に会計を行っている場合、収益と費用はどのように記入すればよいですか?

A:収益、費用ともに、病院にかかる部分を含めて記入してください。

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について

Q:人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか?

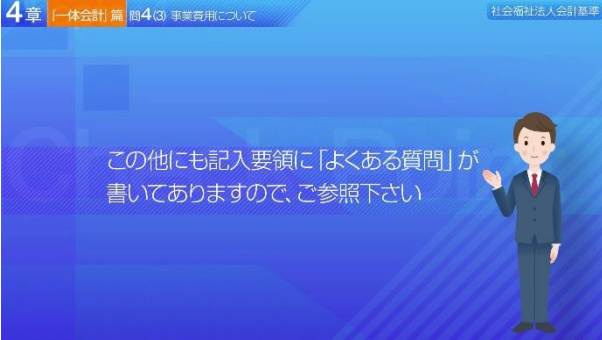
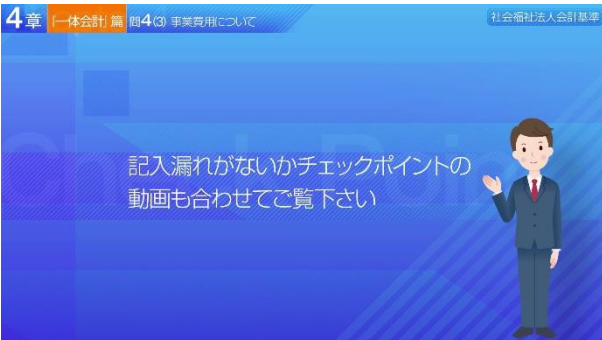
A:法定福利費を含めてご記入ください。


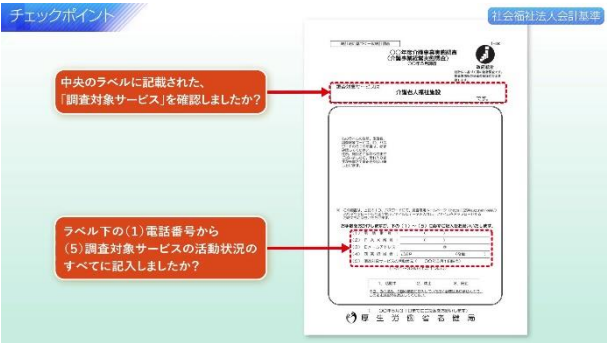
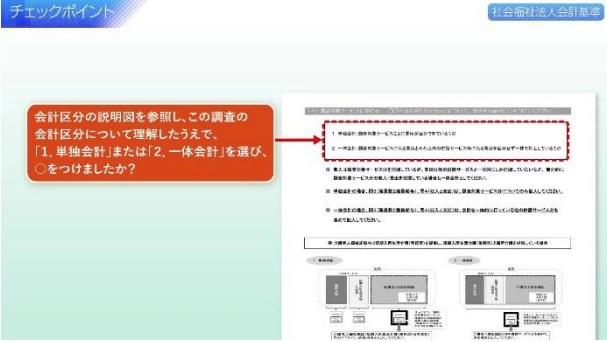
1 人件費		
2 事務費(1)-(3)の合計		
(1)福利厚生費		

質問に対する
記入欄をクローズアップ、ハイライト

Q:人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか?

A:法定福利費を含めてご記入ください。

<p>C146</p>		<p>スーパー この他にも記入要領に「よくある質問」が書いてありますので、ご参照下さい</p>	<p>この他にも記入要領に「よくある質問」を掲載していますので、ご参照下さい。</p>
<p>C147</p>		<p>スーパー 記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい</p>	<p>この後、記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい。</p>

<p>C148</p>		<p>案内キャラ女性 チェックポイント タイトル 背景色変更</p>	<p>最後に各項目について記入漏れがないかポイントをチェックしましょう。</p>
<p>C149</p>		<p>上部にスーパー チェックポイント 表紙表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>まず、表紙です。 中央のラベルに記載された、「調査対象サービス」を確認しましたか？ ラベル下の (1) 電話番号から (5) 調査対象サービスの活動状況のすべてに記入しましたか？</p>
<p>C150</p>		<p>問1 (4) 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>続いて問 1、会計区分に関する調査項目です。 会計区分の説明図を参照し、この調査の会計区分について理解したうえで、「1. 単独会計」または「2. 一体会計」を選び、○をつけましたか？</p>

C151

チェックポイント

調査対象サービスの4月(1か月分)の実績について、記入しましたか？

実績がなかった項目については「0」と記入しましたか？

問1 (5) 表示
NAに合わせてスーパー
対象箇所がクローズアップ、ハイライト

次に利用者数に関する設問です。
調査対象サービスの4月(1か月分)の実績について、記入しましたか？
実績がなかった項目については「0」と記入しましたか？

C152

チェックポイント

問1で「**② 一会計**」を選んだ場合

調査対象サービスと会計を一体的に行っている併設の介護保険サービスについて、事業所番号と4月(1か月分)の各実績を記入しましたか？

調査対象サービスと一体的に会計を行っている他サービスの「延べ利用者数等」欄に、実利用者数を記入してしまっていないか？

問1 (6) 表示
NAに合わせてスーパー
対象箇所がクローズアップ、ハイライト

次に調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスに関する調査項目に移ります。
回答が必要になるのは、会計区分について「一会計」と回答した場合です。
調査対象サービスと会計を一体的に行っている併設の介護保険サービスについて、事業所番号と4月(1か月分)の各実績を記入しましたか？
調査対象サービスと一体的に会計を行っている他サービスの「延べ利用者数等」欄に、実利用者数を記入してしまっていないか？

C153

チェックポイント

問2 ○○年4月時点の建物の状況についてお答えをお願いします。

記入方法が複雑な以下のサービス向け介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

入所部分と通所部分の両方に延べ床面積を書いた項目については、共用部分を記入しましたか？

問2 表示
NAに合わせてスーパー
(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)
対象箇所がクローズアップ、ハイライト

次に問2です。
こちらは記入方法が複雑なご覧のサービス向け調査票に関するチェックポイントです。
(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)
入所部分と通所部分の両方に延べ床面積を書いた項目については、共用部分を記入しましたか？

C154

チェックポイント

問1で「1. 単独会計」を選んだ場合

「調査対象サービスの換算人員」欄、非常勤の「実人員」欄、並びに給料の欄を記入しましたか？
(常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」の記入は不要です)

問3表示
NAに合わせてスーパー
対象箇所がクローズアップ、ハイライト

問3です。
まず、問1で「1. 単独会計」を選んだ場合です。
「調査対象サービスの換算人員」欄、非常勤の「実人員」欄、並びに給料の欄を記入しましたか？
(常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」の記入は不要です)。

C155

チェックポイント

問1で「1. 単独会計」を選んだ場合

配置していない職種については、「0」と記入しましたか？

給料は「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額になっていますか？

問3表示
NAに合わせてスーパー
対象箇所がクローズアップ、ハイライト

配置していない職種については、「0」と記入しましたか？
給料は「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額になっていますか？

C156

チェックポイント

問1で「2. 一体会計」を選んだ場合

「実人員」欄、「換算人員」欄、「調査対象サービス分の換算人員」欄、給料の欄の全てに記入をしましたか？

配置していない職種については、「0」と記入しましたか？

給料は「実人員」に対応する金額になっていますか？

問3 表示
NAに合わせてスーパー
対象箇所がクローズアップ、ハイライト

次に問1で「2. 一体会計」を選んだ場合です。
「実人員」欄、「換算人員」欄、「調査対象サービス分の換算人員」欄、給料の欄の全てに記入をしましたか？
配置していない職種については、「0」と記入しましたか？
給料は「実人員」に対応する金額になっていますか？

C157

チェックポイント

合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか？

介護料収益の記入欄に、利用者の自己負担額を計上しましたか？

保険外の利用料については全て「5 保険外の利用料による収入(収益)」に計上しましたか？

問3表示
NAに合わせてスーパー
対象箇所がクローズアップ、ハイライト

問4 (1) になります。
合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか。
介護料収益の記入欄に、利用者の自己負担額を計上しましたか？
保険外の利用料については全て「5 保険外の利用料による収入(収益)」に計上しましたか。

C158

チェックポイント

いずれかひとつの会計基準のページに記入しましたか？

最後に問 4 (3) です。
いずれかひとつの会計基準のページに記入しましたか？

C159

チェックポイント

問4で人件費(派遣職員費を除く)を計上している職員と、問3で換算人員数や給料をご記入いただいた職員の範囲は一致していますか？

記入した職員の範囲が大きすぎる時は・・・

単独会計の場合 調査対象サービスに従事している職員に範囲をそろえて、問3、問4を記入	一体会計の場合 調査対象サービス及びそれぞれ一体的に会計を行っているサービスに従事している職員に範囲をそろえて、問3、問4を記入
---	---

問 4 で派遣職員費を除いた人件費を計上している職員と、問 3 で換算人員数や給料をご記入いただいた職員の範囲は一致していますか？
一致していない場合には、問 1 で選択した会計区分に従って、職員の範囲をそろえてご記入ください。

C160

チェックポイント

問1で「1. 単独会計」を選んだ場合

問1にて単独会計と答えた方は、調査対象サービス分に按分された支出をすべての項目に記入していただけますか？

問 1 にて単独会計と答えた方は、調査対象サービス分に按分された費用をすべての項目に記入していただけますか？

C161

チェックポイント

サービス活動費用の合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか？

サービス活動費用の合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか？

C162

チェックポイント

調査票にご記入いただいた収益と費用から計算される収支差や収益に対する人件費割合が、施設及び事業所の実態から乖離していませんか？

乖離がある場合は、誤記や書き漏れ、損益を記入すべきサービスの範囲の齟齬等がないか、今一度ご確認ください。

調査票にご記入いただいた収益と費用から計算される収支差や収益に対する人件費割合が、施設及び事業所の実態から乖離していませんか？
大きな乖離がある場合は、誤記や書き漏れ、損益を記入したサービスの範囲に齟齬等がないか、今一度ご確認ください。

C163

社会福祉法人会計基準

調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合は、動画の該当部分を再生の上、必要に応じて一時停止させながら再度ご覧ください。

調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合・・・

「単独会計」と「一体会計」のどちらの会計区分を選択していますか？

<p>単独会計</p> <p>① 収支区分が分からない(科目の区別)の -問1 施設概要、問2 建物状況が分からない場合... → 単独会計篇2章</p> <p>-問3 職員数と職員給与が分からない場合... → 単独会計篇3章</p> <p>-問4 収益、費用が分からない場合... → 単独会計篇4章</p> <p>全てご覧ください</p>	<p>一体会計</p> <p>① 収支区分が分からない(科目の区別)の -問1 施設概要、問2 建物状況が分からない場合... → 一体会計篇2章</p> <p>-問3 職員数と職員給与が分からない場合... → 一体会計篇3章</p> <p>-問4 収益、費用が分からない場合... → 一体会計篇4章</p> <p>全てご覧ください</p>	<p>よくわからない</p> <p>1章 「事業所会計区分について」 をご覧ください</p>
---	---	--

調査票のチェックポイントは以上です。
調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合は、動画の該当部分を再生の上、必要に応じて一時停止させながら再度ご覧ください。

C164

社会福祉法人会計基準

案内役キャラ

案内役キャラ

この他に、記入についてわからないことがあった場合は記入要領もあわせてご覧下さい。